入札公告

予算決算及び会計令第７４条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成３０年９月２６日　　支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長　長　正敏

記

１．競争入札に付する事項

（１）件　　名　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

（２）仕　　様　仕様書・設計図による

（３）工事期間　平成３０年１０月２６日（予定）までに着手し、平成３１年１月３１日までに竣工すること。

（４）工事場所　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署

（５）入札方法　入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載して提出すること。

なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

２．競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」（北海道地区）のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」でC～D等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険　④国民年金
⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記３（１）に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（10）本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

３．入札書の提出場所等

（１）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8566　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第一合同庁舎９階

北海道労働局総務部総務課　会計第四係　電話 011-700-5451

（２）入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

（３）参加申込期限

平成３０年１０月１１日（木）　午後５時１５分

（４）入札書の受領期限及び場所

平成３０年１０月１２日（金）　午前１０時００分

札幌市北区北８条西２丁目札幌第一合同庁舎９階　北海道労働局総務部総務課会計第四係

（５）開札の日時及び場所

平成３０年１０月１２日（金）　午前１０時０５分

札幌市北区北８条西２丁目札幌第一合同庁舎９階　北海道労働局総務部総務課会計第四係

４．電子調達システム（https://www.geps.go.jp）利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

（１）上記３．（３）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式４）、「誓約書」（様式５）、「自己申告書」（様式６）を PDF 形式で登録すること。

（２）入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（３）入札書の提出（登録）は上記３．（４）の期限までに行うこと。

（４）紙入札方式による参加を希望する場合は、上記３．（３）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式３）、「保険料納付に係る申立書」（様式４）、「誓約書」（様式５）、「自己申告書」（様式６）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式７）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

５．その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第７７条第１項第２号および第１００条の３第１項第３号に基づき免除とする。

（３）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否

必要である。

（６）落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算

及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７）低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

（８）その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）件　　名　　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

（２）仕　　様　　別添仕様書および設計図による

（３）工事期間　　平成３０年１０月２６日（予定）までに着手し、平成３１年１月３１日までに竣工すること。

（４）工事場所　　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署

（５）入札方法

①　落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

②　入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。

③　入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」（北海道地区）のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」でＣ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記３（2）③に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

３　入札書の提出場所等

本調達は電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難い場合は、紙入札（下記（２）参照）により参加することができる。

（１）電子調達システムによる入札

①　参加申し込み

平成３０年１０月１１日（木）午後５時１５分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」様式４、「誓約書」様式５、「自己申告書」様式６を PDF 形式で登録すること。

②　入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

平成３０年１０月１２日（金）午前１０時００分

③　代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（２）紙による入札

①　参加申し込み

様式３の証明書に「資格審査結果通知書」(写)を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」様式４、「誓約書」様式５、「自己申告書」様式６、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」様式７を、**平成３０年１０月１１日（木）午後５時１５分**までに提出しなければならない。

②　入札書の受領期限

平成３０年１０月１２日（金）午前１０時００分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③　紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566　札幌市北区北８条西２丁目１番１号
札幌第１合同庁舎９階南側
北海道労働局　総務部総務課会計第四係
TEL011-700-5451（直通）　FAX011-700-3179

④　紙入札書の提出方法

入札書は様式１の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　北海道労働局総務部長と記載）及び「平成３０年１０月１２日開札　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事」と記入し、３（２）②の期限までに提出しなければならない。

※様式１の入札くじ番号には任意の数字を３桁で記入すること

⑤　郵便（**簡易書留郵便に限る**）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成３０年１０月１２日開札　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事　入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記３(２）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥　代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代

理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに様式２の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦　入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

４　開札

（１）開札の日時及び場所

日時　平成３０年１０月１２日（金）　午前１０時０５分

場所　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎９階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合

①　開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

②　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（１）の同日　午前１１時までに案内する。

５　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（３）落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び

金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6　契約書の作成

（1）契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して７日以内に契約を締結するものとする。

（2）契約条項

別添契約書（案）のとおり

7　その他

（1）入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

（2）支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から４０日以内に契約金額を支払う。

（様式　１）

入　　札　　書

（契約事項）釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　額									

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

入札くじ番号

平成　　年　　月　　日

住　所
（入札者）
氏　名　　㊞

住　所
（代理人）
氏　名　　㊞

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長　殿

注１．代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
注２．金額の前に「￥」記号を付すること。
注３．入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（様式　２）

平成　　年　　月　　日

委　任　状

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

（住　　所）
（商号又は名称）
（代 表 者 氏 名）

私は、　（住　所）
　　（氏　名）

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成　　年　　月　　日
次の入札に関する一切の件。

　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

（様式　３）

入札参加資格確認申請・証明書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　北海道労働局総務部長　殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。
また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

１　調達案件名称　　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事
２　開　札　日　　平成３０年１０月１２日（金）
３　履 行 期 限　　平成３１年　１月３１日（木）
４　添 付 書 類　　資格審査結果通知書（写）

（入札者）
所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印

※紙入札で参加する場合に提出する様式。

（様式　４）

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

住所	
名称	
代表者	㊞

（様式　５）

誓 約 書

□ 私
□ 当社
は、下記１及び２に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 契約相手方として不適当な者
（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）暴力的な要求行為を行う者
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　　殿

平成　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者名　　㊞

（様式　６）

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
３　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
４　前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（様式　７）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札案件名　　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

２　紙入札方式で参加をする理由
□　利用登録の申請をしていないため
□　利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
□　経費等のため
□　その他（　　）

建設工事請負契約書

１　工　事　名　　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事
２　工 事 場 所　　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署
３　工　　期　　自　　平成３０年１０月２６日（予定）
　　至　　平成３１年　１月３１日

４　請負代金額　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　　円
５　契約保証金　免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第５１号)に定めるものとする。
９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）
第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）
第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
３　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３７条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
　なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
２　再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

（下請負人の通知）
第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合
　イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
　ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１０分の１に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。
一　現場代理人
二　主任技術者
三　専門技術者（建築業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）
第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）
第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）
第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
２　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）
第１９条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）
第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）
第２１条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）
第２２条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３　発注者は前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２３条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２４条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２５条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

　ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

５　特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２６条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２７条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５１条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２８条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

（不可抗力による損害）

第２９条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３０条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２２条まで、第２５条から第２７条まで、前条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３１条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第３２条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３３条　発注者は、第３１条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第３４条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

４　第２項の規定は、前項の場合について準用する。

５　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第３６条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。

６　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。

７　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

８　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

（保証契約の変更）

第３５条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３６条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第３７条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第１３条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中１回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

（部分引渡し）

第３８条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第３２条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第３２条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第３２条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第３９条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３２条（第３８条において準用する場合を含む。）又は第３７条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する工事中止）

第４０条　受注者は、発注者が第３４条、第３７条又は第３８条において準用される第３２条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第４１条　発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第３１条第４項又は第５項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は１０年とする。

３　発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　発注者は、工事目的物が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

５　第１項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４２条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４３条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二　工事完成債務

三　瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四　解除権

五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２８条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第４４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第１０条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　第３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第４６条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七　受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八　受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九　受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１３項若しくは第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一　受注者又は受注者の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二　第２項の規定による報告を行わなかったとき。

２　受注者は、第１項第８号乃至第１１号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４４条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の１０分１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により専任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第一項の場合（前条第６号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第４４条の３　受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　受注者又は受注者の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第４４条の４　受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第４５条　発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４７条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３４条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第３７条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４４条の規定又は第４４条の２第２項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４４条又は第４４条の２第２項の規定によるときは発注者が定め、前２条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第４８条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

第４９条　受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

第５０条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第５１条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第５２条　この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第５３条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１－１

氏　名　支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長　長　正敏

受注者　住　所

氏　名

仕様書

1　工事概要

（１）工事名　　釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

（２）工事場所　　釧路市柏木町２－１２　釧路労働基準監督署

（３）履行期限　　平成３０年１０月２６日（予定）までに着手し、平成３１年１月３１日までに竣工すること

（４）詳細仕様　　設計図のとおり

2　一般事項

（１）本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。

（２）請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。

（３）本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。

（４）設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。

（５）別途指示する書類等については、速やかに提出すること。

（６）工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。

（７）請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第６条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。

　また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

　なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

（８）工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。

（９）資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

(10) 請負人の事務所等仮設物の設置は認めない。

(11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後発注者に提出すること。

(12) 請負者は、毎月１回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を行うものとする。

３　提出書類

（１）契約書・・・落札後すみやかに

（２）工事工程表・・・着工前

（３）労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに

（４）公共工事履行保証証券・・・落札後、契約締結までに

（５）工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに

（６）各承諾図・・・各機器類を発注する前

（７）工事写真・・・工事完了後速やかに

（８）竣工届・・・工事完了後速やかに

（９）完成図書・保全の手引き・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

４　競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」でＣ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表された

ものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記５に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（10）本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約２年付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

５　入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係　担当：佐々木・村田　℡011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署１８
煙突改修その他工事

平成３０年度

北海道労働局総務部

図 面 目 録

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	図面目録・工事内容表	M-01	仕様書（その１）		
A-02	改修特記仕様書（その１）	M-02	仕様書（その２）		
A-03	改修特記仕様書（その２）	M-03	空調・換気設備　１階平面図		
A-04	改修特記仕様書（その３）				
A-05	案内図・配置図				
A-06	改修仕上表				
A-07	１・２階平面図（既存・改修）				
A-08	屋根伏図（既存・改修）				
A-09	立面図・断面図（既存・改修）				
A-10	機械室平面詳細図（既存・改修）				
A-11	機械室断面詳細図－１（既存・改修）				
A-12	機械室断面詳細図－２（既存・改修）				
A-13	建具表				
A-14	車庫　平面図・立面図・改修仕上表 ・屋根伏図（既存・改修）				
A-15	車庫　矩計図（既存・改修）				
A-16	部分詳細図－１				
A-17	部分詳細図－２				
A-18	仮設計画図－１（参考図）				
A-19	煙突アスベスト・仮設計画図－２（参考図）				

工 事 内 容 表

工種	工事内容	工種	工事内容
１）庁舎	煙突改修工事		
	１．煙突内アスベスト含有ライニング材を撤去する。		
	２．煙突内ライニング材を新設する。		
	３．陣笠の撤去新設を行う。		
	外壁改修工事		
	北面一部外壁の塗装改修を行う。		
２）車庫	屋上防水の改修を行う。		
３）機械設備	煙道の撤去、新設等を行う。		

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

図面目録・工事内容表

A-01

北海道労働局総務部

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事　　改修工事仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　　釧路市柏木町２－12

2．敷地面積　　1846.87m2

3．工事種目　　1）庁舎　RC造2階建　延べ面積　587.17m2　改修一式

　　2）車庫　RC造平家建　延べ面積　37.14m2　改修一式

　　3）機械設備　改設一式

Ⅱ　建築改修工事仕様

1．共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。

　○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

　○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の【　】内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）特記事項に記載の＜別図-　。＞は、「別図　各離隔」の該当項目を示す。

（6）特記事項に記載の＜別図2-　。＞は、標準仕様書の「別図2　ボルト間隔及び溶接継手の開先形状」の該当項目を示す。

（7）◎印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項

1 一般共通事項

① 適用基準類

⊙建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　（平成28年版）
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（平成24年版）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（平成28年版）
⊙工事写真の撮り方　建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成24年版）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成28年版）
・建築物解体工事共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　（平成24年版）
・建築工事標準仕様書・同解説　JASS6　鉄骨工事　社団法人日本建築学会　（2015年版）
・建築工事標準仕様書・同解説　JASS8　防水工事　社団法人日本建築学会　（2014年版）

② 工事実績情報の登録

※適用する　【1．1．4】

③ 発生材の処理等　【1．3．12】

・発注者に引渡しを要するもの　（・金属類　・PCB含有物　）

・現場において再利用を図るもの　（　　）

⊙特別管理産業廃棄物
・廃油（灯油）　処理数量（　t）　処理方法（　　）
　受入施設名　（　　）
　受入場所及び距離（　　、（　）km）
⊙廃石綿（吹付け）等　処理数量（　0.2 t）　処理方法（　　）
　受入施設名　（　（株）釧路厚生社　）
　受入場所及び距離（　釧路郡釧路町遠野原野105-1　、（　18.5 ）km）

・PCB含有シーリング材の処理
・第一次判定
　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判断する。
　採取箇所数　計（　）箇所
　採取箇所　※図示　・
・第二次判定
　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
　分析個数　計（　）個
・除去処理工事
　除去範囲　※図示　・

・再生資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種類	受入施設名	処理数量	所在地、距離（km）
コンクリート（有筋）			（　）
コンクリート（無筋）			（　）
アスファルトコンクリート			（　）
建設発生木材			（　）

※その他発生材の種類は下記から選択する。

廃石膏ボード
廃プラスチック類
コンクリートくず
金属くず
汚泥
紙くず
廃油（A重油）
ガラスくず及び陶磁器くず
がれき類
ゴムくず
木くず
繊維くず
混合くず
アスベスト成形板

⊙その他の発生材

種類	再資源化、処理数量	処理施設の名称	所在地、距離（km）	中間	最終
廃プラスチック類	・する ⊙しない 0.01 t	森江建設（株）	白糠郡白糠町西庶路西2条南2-6-17（26.6）	・	⊙
スタイロフォーム	・する ⊙しない 0.01 t	（株）ベツイ工業	釧路郡釧路町達古武10-1（14.8）	・	⊙
金属くず	⊙する ・しない 0.1 t	（株）鈴木商会	釧路市星が浦南3丁目2-9（8.2）	⊙	・
グラスウール、ロックウール	・する ⊙しない 0.01 t	（株）英和サービス	釧路市高山2（8.5）	・	⊙
がれき類（モルタル）	・する ⊙しない 0.1 t	（株）英和サービス	釧路市高山2（8.5）	・	⊙
アスファルト防水	・する ⊙しない 0.01 t	（株）釧路厚生社	釧路郡釧路町別保原野南21線45-1（7.0）	・	⊙

※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

⑤ 電気保安技術者

電気保安技術者　※適用する　【1．3．3】

⑥ 施工条件

施工時間　【1．3．5】

指定工種	施工可能時間帯	備考
騒音・震動を伴う工種	閉庁時（土・日・祝）　原則8：30～18：00 平日　原則17：30～20：00	騒音・振動を伴わない工種を平日昼間に行おうとする場合は、監督職員の承諾を受けること

執務者　⊙有　・無
部位別の施工順序　・図示　・
工事用車両の駐車場所　※図示　・
資機材置場　※図示　・
条件明示事項　⊙平日昼間は執務者有りのため、騒音工事、事務室内部工事は不可。その他は監督職員指示による。
⊙工事期間中も車庫への出入口を確保すること。
交通誘導警備員　※別途（必要により監督職員と協議する）
⊙適用（　5　）人配置する

⑦ 環境への配慮　【1．4．1】

化学物質を放散する建築材料等
本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1）から5）を満たすものとする。
1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙にホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
2）保温材、緩衝材、断熱材にホルムアルデヒド及びステレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
3）接着剤にフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
4）塗料にホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
5）1）、3）及び4）の材料等を使用して作られた家具、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JIS及びJASのE0規格品 ④旧JASのFc0規格品

⑧ 材料の品質等　【1．4．2】

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする。
1）　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2）　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3）　安定的な供給が可能であること。
4）　法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5）　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6）　販売、保守等の営業体制が整えられていること。
　なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

⑨ 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

10 施工調査　【1．5．2】

施工数量調査
　調査項目　・防水改修　・外壁改修　・
　調査範囲　・図示　・外壁
　調査方法　・図示　・目視

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・　【1．5．3】

⑪ 技能士　【1．6．2】

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業　・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ⊙シーリング防水工事作業　・FRP防水工事作業 ⊙改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	⊙左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・調湿下地工事作業
	建築板金	⊙内外装板金作業
	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上工事作業　・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	⊙左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装改修工事	塗装	⊙建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

⑫ 完成時の提出図書　【1．8．1】

※完成図（施工図、施工計画書を除く）　提出部数　A3製本（3部）
・施工図　・施工計画書

※保全に関する資料（提出部数　※各2部　・　部）　【1．8．3】

※CADデータ（※CD－R（USBメモリ）　・MO又はFD）
　保存（ファイル）形式は、DWG、DXF、PDFとする。

⑬ 完成図（施工図及び施工計画書を除く）　【1．8．2】【表1．8．1】

種類及び記入内容
※改修標準仕様書表1．8．1による
・監督職員の指示による
・下記による
　種　類（　　）
　記入内容（　　）

※完成図の様式等　（平成24年版）　【1．8．2】
・営繕工事電子納品要領　による
　改修標準仕様書1．8．2（b）（1）による

⑭ 工事写真

次のものを監督職員に提出する
下表の焼き付け　2部（監督職員の指示により製本する。原板及び原板からスキャニングした電子データとも）

部位		撮影箇所数	分類・規格	原板の大きさ（mm）
外部	工事着手前		カラー	100×125以上
	完成後		キャビネ版	
			カラーパネル、全紙版	
内部	工事着手前		カラー	
	完成後		キャビネ版	
外部 内部			・電子データ	200万画素以上 300万bpi以上

工事着手前の撮影箇所については、監督職員と協議する。
撮影業者　建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。
電子データ　RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD－Rにて提出とする。
工事写真は、アルバムに整理し張り付けて提出する。

工事写真の整備
・電子媒体による整備の場合は営繕工事電子納品要領　（平成24年版）
　による
⊙上記以外（通常プリントにて同じアングルで撮影し、アルバムにて納品のこと）

⑯ 設備工事との取合

施工範囲
※図示した胃通孔及び開口部の型枠、並びに、それらの補強
※図示した壁又は天井の仕上材、及び下地材の切り込み並びに下地材の補強
※駆動装置が電動である鏡具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切り込み及び補強
※和風大便器周囲シーリング
・
施工図
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

16 室内空気中の化学物質の濃度測定　【1．6．9】

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びステレンの濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。

測定対象室及び測定箇所数　※仕上表による

2 仮設工事

① 足場その他

内部足場　【2．2．1】
Ⓑきゃたつ、足場板等　・

外部足場　【2．2．1】【表2．2．1】
種類　※A種　・B種　・C種　・D種　・E種
防護シートによる養生
⊙行う（養生シート張　GL＋1.8mまで金網式養生枠）

材料、撤去材等の運搬方法　【2．2．1】【表2．2．2】
・A種　Ⓑ B種　・C種　⊙D種　・E種

② 既存部分の養生

既存部分の養生方法　※ビニルシート等　・　【2．3．1】

既存家具等の養生　※ビニルシート等　・

既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所　・図示　・

固定された備品、机、ロッカー等の移動　・行う（図示）　【2．3．1】

3 仮設間仕切り等

仮設間仕切り等の種別　【2．3．2】【表2．3．1】

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充填材	塗装
・A種	・木下地 ※軽量下地	※せっこうボード（※9．5　・　　） ・合板（※9．0　・　　）	厚さ　mm	・片面 ※無し
・B種	・木下地 ※軽量下地	※せっこうボード（※9．5　・　　） ・合板（※9．0　・　　）		・片面 ※無し
※C種	単管下地	防炭シート		
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度　・		※無し
	・鋼製扉	※片面フラッシュ程度　・		・有り

④ 監督職員事務所　【2．4．1】

※設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による）
⊙設けない（現場事務所の一部を使用できることとする）

⑤ 工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑦ 枠組足場　【2．2．1】

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善指置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

3 防水改修工事

1 陸雨等に対する養生方法（とい共）　【3．1．3】【3．8．3】

※改修標準仕様書3．1．3（e）（1）～（3）による
・

② 既存防水層の下地補修

アスファルトの種類　【3．2．2】【3．3．2】
※屋根防水は、JIS K 2207による4種とし、それ以外は3種とする。
既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示　・

3 保護コンクリート

スランプ　※15cm　・18cm　【3．3．2】

4 既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去

・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　【3．2．6】

5 脱気装置　【3．3．3】【3．4．3】【3．5．3】　【3．6．3】

・設ける（POS工法のS－F1、S－F2、S－F3、M3D、P0D、P0D1、M3DI、M4DI、M3AS、P0AS、S4S、S3S、P0X、L4X）

⑥ 改質アスファルトシート防水　【3．4．2～3】【表3．1．1】【表3．4．1～3】

工法	種別	施工箇所	材質		厚さ（mm）	備考
⊙M4AS	・AS－T1		下層用	※非露出複層防水用R種・		
			上層用	※露出複層防水用R種・		
	⊙AS－T2	車庫屋上	※露出単層防水用R種			二重ドレン ⊙設ける
	・AS－J2		※露出単層防水用R種・			
・M3AS ・P0AS	・AS－T3		下層用	※非露出複層防水用R種・		脱気装置 ・設ける 二重ドレン ・設ける
			上層用	※露出複層防水用R種・		
	・AS－T4		※露出単層防水用R種・			
	・AS－J1		下層用	※非露出複層防水用R種・		
			上層用	※露出複層防水用R種・		
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI－T1		下層用	※非露出複層防水用R種・	※2.0以上・	脱気装置 ・設ける 二重ドレン ・設ける
			上層用	※露出単層防水用R種・		
	・ASI－J1		下層用	※非露出複層防水用R種・		
			上層用	※露出単層防水用R種・		

下地に部分的に溶着又は接着させる場合　⊙トーチ工法　・常温（粘着）工法　【3．4．4】
改修特記仕様書9．7 断熱・防露改修工事による。

断熱材　◎　・製造所の仕様による　厚さ（　）mm

⑦ シーリング

シーリング改修工法の種類　【表3．1．4】【表3．1．2】
⊙シーリング充填工法　⊙シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所　【3．7．2】【表3．1．2】【表3．7．1】
下記以外は、改修標準仕様書表3.7.1 による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
界出成形セメント板廻り	MS－2（9030）
陣笠、換気フード、灰出口廻り	

ブリッジ工法　ボンドブレーカー張り　・適用する　【3．7．7】
　エッジング材張り　・適用する

接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位　　）　【3．7．8】

シーリング固化部の塗装　※しない　・する

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
改修特記仕様書（その１）	A-02
北海道労働局総務部	

4 外壁改修工事

1 押出成形セメント板（ECP）

<8．5．2~6><表8．5．1~2>

施工箇所	表面形状	記号	厚さ(mm)	幅(mm)	取付け工法	備考
・外壁	・フラットパネル	F	・50・60・26	600	・A種	無塗装品
	・デザインパネル（図示）	D	・50・60		・B種	
	・タイルベースパネル	T	・60			
・間仕切壁	・フラットパネル	F	・50・60・		・B種	
	・デザインパネル（図示）	D	・50・60		・C種	
	・タイルベースパネル	T	・60			

パネル相互の目地幅（mm） <8．5．3~4>
※長辺6以上、短辺15以上　・10

耐火構造以外の目地、隙間の処理 <8．5．3~4>
※パネル製造所の仕様　・

外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅（mm） <8．5．3~4>
※15　・

標準仕様書表8．5．3 の開口の限度を超える場合の補強
※図示　・

耐火性能 <8．5．5>
※有（　　）　・無

外壁パネルの工法 <8．5．3>
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等　基準風速　Vo＝（ 30 ）m／s
地表面粗度区分　（・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）

② 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

【4．6．3】

工　法	処理範囲	下地面の補修
※サンダー工法	※図示　・	・行う ・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※図示　・	
⊙塗膜はく離剤工法	※図示　・	
⊙水洗い工法	※図示 ・	

③ 下地調整材

下地調整材料　※下地調整塗材を使用 【4．6．3】
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
⊙二液形エポキシ樹脂系シーラー

④ 塗り仕上げ外壁等

新規仕上げ塗材
⊙薄付け仕上塗材 【4．1．4】【4．2．2】【表4．2．3】

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
⊙外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ⊙着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	⊙吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本窯業化工㈱ テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
・外装厚塗材（　　）	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材 【4．1．4】【4．2．2】【表4．2．3~4】

呼　び　名	仕上げの形状	工　法	備　考
・複層塗材（　　）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	耐候性　※耐候形3種 ・ 上塗材 材質　※水系アクリル ・溶剤系アクリル ・ 外観　※つやあり ・つやなし ・メタリック
・可とう形 複層塗材CE	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	
・防水形 複層塗材（　　）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	

・ 透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様	ローラー 吹付け	上塗材（材料） ・水　系（　　） ・溶剤系（　　）
・ 可とう形改修用仕上塗材（　）	・平たん状 ・さざ波 ・ゆず肌状	ローラー 吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合）　※しない　・する

防火材料の指定 【4．2．2】
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

6 内装改修工事

1 他の部位との取合い等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 【6．1．3】
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 【6．1．3】
※壁面より面側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 【6．1．3】
※既存のまま
・図示

2 既存床の撤去並びに下地補修

既存床仕上材の除去等
既存ビニルシート等の除去 【6．2．2】
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
・行う

合成樹脂塗床材の除去等 【6．2．2】
・機械的除去工法　・目荒工法

コンクリート又はモルタル面の下地処理の使用材料 【6．2．2】
ポリマーセメントモルタル　「4　外壁改修工事」による
エポキシ樹脂モルタル　「4　外壁改修工事」による

改修後の床の清掃範囲 【6．2．2】
※行う（※改修識部より1m程度　・図示）　・行わない

③ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 【6．3．2】
・改修標準仕様書4．4．9【モルタル塗替え工法】による
・

新設壁下地　・軽量鉄骨壁下地　・木製壁下地　・

4 既存天井の撤去並びに下地補修

既存天井下地　・軽量鉄骨天井下地　・木製天井下地　・ 【6．4．2】

新設天井下地　・軽量鉄骨天井下地　・木製天井下地　・

5 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 【6．6．2】【表6．6．1】
屋外　・19型　※25型
屋内　※19型　・25型

既存の埋込インサート 【6．6．4】
・使用する

あと施工アンカーの引抜き試験 【6．6．4】
・行う

屋外の軒天井、ピロティ天井等 【6．6．4】
補強　・行う（補強方法　※図示　・　　）

天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う　補強箇所　※図示 【6．6．4】
補強方法　※図示

6 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 【6．7．3】【表6．7．1】
※改修標準仕様書表6．7．1による　・図示

スタッド高さが5．0mを超える場合のスタッド、ランナーの種類 【6．7．3】【表6．7．1】
・図示　・

⑦ せっこうボード、その他のボード及び合板張り

【6．13．1】【表6．13．1】

種類	記号	規格、区分等	厚さ（mm）
・せっこうボード	GB－R		壁　・ 9．5（準不燃） ※12．5（不燃） ・15．0（不燃） 天井　・ 9．5（準不燃） ※12．5（不燃） ・15．0（不燃）
・シージングせっこうボード	GB－S		・12．5（不燃）・9．5（準不燃）
・強化せっこうボード	GB－F		・12．5（不燃）・
・せっこうラスボード	GB－L		※ 9．5
・不燃積層せっこうボード	GB－NC	模様なし	※ 9．5（不燃）
		トラバーチン	※ 9．5（不燃）
・化粧せっこうボード	GB－D	普通　・トラバーチン	・ 9．5（準不燃）
		・木目模様	※ 9．5（準不燃）・12．5（不燃）
		特殊	
・ロックウール吸音ボード	RW－B	1号	・ 25
⊙グラスウール吸音ボード	GW－B	2号 32K	※ 25（ガラスクロス包）
・ロックウール化粧吸音板	DR	内部用　普通	※ 9．0（不燃）・
		立体模様	・12．0（不燃）・
		軒天用　普通	※ 9．0（不燃）・
		立体模様	・12．0（不燃）・
・0．8けい酸カルシウム板	0．8FK		※ 6．0　・
・1．0けい酸カルシウム板	1．0FK		
・フレキシブル板	F		・ 6．0　・ 8．0

特殊合板	・天然木化粧合板（不燃）Ⓖ		・なら　・しおじ ・	化粧単板　※0．3未満　・ 板　※4．2　・
	・特殊加工化粧合板Ⓖ		・メラミン化粧合板 ・ポリエステル化粧合板 ・	※1．2 ※4．0 ・
普通合板Ⓖ				
・木毛セメント板 Ⓖ		HW	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25
		NW	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25
・木片セメント板 Ⓖ		HF	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21
		NF	・普通木片セメント板	・30　・
ハードボード	・スタンダードボード Ⓖ	HB	・研層板　・未研層板	・2．5　・3．5　・5　・7
			・内装用化粧ハードボード	・2．5　・3．5　・5　・7
	・テンパードボード Ⓖ	HB	・研層板　・未研層板	・2．5　・3．5　・5　・7
			・内装用化粧ハードボード	・2．5　・3．5　・5　・7
・A級インシュレーションボード Ⓖ		IB	・無板 ・内装材	・ 9　・ 12
・インシュレーションシージングボード Ⓖ		S－IB		・ 9　・ 12
・MDF Ⓖ			・研層板　・未研層板 ・化粧（　）タイプ	・3　・7　・9　・12　・15 ・18　・21　・24　・30
・単板張りパーティクルボード Ⓖ		VS	・研層板	・10　・12　・15　・18
		VN	・未研層板	・
・化粧パーティクルボード Ⓖ			・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ	

合板、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 【6．13．2】
※規制対象外　・第三種

遮音シート材 【6．13．2】
※適用する（・ウレタン系又はアクリル系　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない

パーティクルボード　Ⓖ 繊維板　Ⓖ木質系セメント板　Ⓖ の原材料 【6．13．3】
合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50％以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20％以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されたもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする）

難燃合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板の原材料
間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10％以上であること。

⑧ モルタル塗り

吸水調整材及び防水材は、4章外壁改修工事による。 【6．15．3】

既製目地材　・適用する

床目地　・設ける　（工法　※押し目地　・　　） 【6．15．7】

⑨ ステンレスの表面仕上

<14．2．1>

種　類	施工箇所（手すり、タラップ、建具以外）
⊗HL程度	灰出口
⊙No．2B程度	陣笠、煙突SUS管等
・鏡面仕上げ	

⑩ あと施工アンカー

あと施工アンカーの材料 【8．2．4】
※接着系アンカー
アンカーの種類　※カプセル型　・
接着材の品質　※有機系　・
アンカー筋の種類　※異形棒鋼　・
⊙金属系アンカー
セット方式　※本体打込み式　・

あと施工アンカーの性能確認試験 【8．2．4】
・実施する（試験方法及び試験数　※図示）　※実施しない

あと施工アンカーの施工 【8．11．1】

穿孔筋の埋込み配管等の探査 【8．11．2】
範囲　※あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる

施工確認試験　※実施する　・実施しない 【8．2．4】【8．11．5】
試験の種類　・引張試験　・
対象とするアンカーの種類及び試験数　・図示による。

確認強度　・図示による

<14．1．3>
製品等を取り付けるための受材として、あと施工アンカーを使用する場合は、
標準仕様書14章金属工事14．1．3（b）による
引抜き耐力確認試験
・適用する（設計用引張強度　・　　） <14．1．3>

11 天井点検口

材種	寸法	形式	内外枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス（片側）
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・額縁タイプ ・目地タイプ 内枠のみ額縁タイプ	±0，5mm以内	2，0mm以内

材料の品質及び性能
アルミニウム合金押出形材はJIS H 4100 A6063S-T5により、表面処理は陽極酸化皮膜JIS H 8601（AA6）（外部についてはB種又は同等品以上）を行ったものとする。
内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルトは同既に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったものとする。
内枠の仕上材、留付金具はアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類とする。

・断熱材（改修特記仕様書9章7断熱・防露改修工事による）　施工箇所（　　）

⑫ 煙突ライニング

SUS管＋ロックウール、煙突用成形ライニング材等 <20．2．11>
適用安全使用温度　・400℃　⊙650℃
キャスタブル耐火材
工法　※こて押え　・
最高使用温度　・400℃　・

7 塗装改修工事

① 材料

【7．1．3】
建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防錆剤を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種
建物内部に使用する塗料の材質
・水性系　・

2 防火材料

※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 【7．1．3】
・次の箇所を除き防火材料とする（箇所　　）

③ 下地調整

【7．2．1】【表7．2．1~7】
既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）
※塗替え面積の30％とする　・図示

下地調整 【7,2,2~7】【表7,2,1~7】

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新　規	ひび割れ部の補修
木部	※RB種　・	・RA種　・RB種	
鉄鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※RB種　・	RC種	
モルタル面、プラスター面	※RB種　・	・RA種　⊙RB種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面	※RB種　・	・RA種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・RA種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種　・	・RA種　・RB種	

4 錆止め塗料塗り

【7．3．3】【表7．3．3~4】

塗　装　面		塗　料	工　程
鉄鋼面	EP－G以外	塗替え	A種	※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	A種	※A種　・
		新規見え隠れ	A種	※B種　・
	EP－G	塗替え	B種	※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	B種	※A種　・
		新規見え隠れ	B種	※B種　・
亜鉛めっき面	EP－G以外	塗替え	・A種　※B種	※C種　・
		新規鉄鋼面	・A種　※B種	※A種　・
		新規金物類	・A種　※B種	※B種　・
	EP－G	塗替え	C種	※C種　・
		新規鉄鋼面	C種	※A種　・
		新規金物類	C種	※B種　・
上記以外			・A種　・B種　・C種	

⑤ 塗装

[7,4,2~7,15,2] [表7,4,1~7,15,1]

塗装の種類	塗　装　面	工　程 塗替え	工　程 新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り SOP 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※B種　・	※A種　・
	木部屋内	※B種　・	※B種　・
	鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種　・	※B種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※B種　・	※B種　・
・クリアラッカー塗り（CL）		※B種　・A種	※B種　・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）		－	－
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）		※B種　・A種	※B種　・A種
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面　上塗り等級（・1・2・3）色	・A種　・B種 ・C種	A種
	亜鉛めっき鋼面　上塗り等級（・1・2・3）色	・A種　・B種 ・C種	A種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A種　・B種 ・C種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP－G）	コンクリート面等	※B種　・	※B種　・A種
	屋内木部	※B種　・	※A種
	屋内鉄鋼面	※B種　・	※B種　・A種
	屋内亜鉛めっき鋼面	※B種　・	※B種　・A種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		※B種　・	※B種　・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP－T）		※B種　・	※B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		※B種　・A種	※B種　・A種
・ラッカーエナメル塗り（LE）		※B種　・A種	※B種　・A種
・オイルステイン塗り（OS）		－	－
・木材保護塗料塗り（WP）		※B種　・A種	※B種　・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）塗替えの場合のみしみ止め
※改修標準仕様表7．9．1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合しみ止め
※改修標準仕様表7．10．1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事
改修特記仕様書（その2）　A-03
北海道労働局総務部

9 環境配慮改修工事

1 アスベスト含有建材処理後の仕上工事

※図示

② アスベスト含有建材の処理工事

施工調査 【9.1.1】

・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析方法
※ JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
・

分析結果については、監督職員に報告すること。

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

採取箇所は図示

アスベスト粉じん濃度測定 【9.1.1】

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点・各3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	計1点 ・計2点
⊙	測定3	処理作業中	処理作業室内	⊙各1点 ・各2点・各3点
			セキュリティゾーン入口	⊙各1点
⊙	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速m/sec以下の位置 ⊙各1点 ・各2点
⊙	測定5		処理作業室外（敷地境界	⊙計1点 ・4方向各1点
⊙	測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	⊙各1点 ・各2点
・	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・各1点 ・各2点・各3点
・	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点
⊙	測定9	撤去清掃後	機械室	⊙計1点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（l/min）	・1 ・	・5 ・	・10・
試料の吸引時間（min）	・5 ・	・120 ・	・240 ・

アスベスト含有建材の処理

・アスベスト含有吹付け材の除去 【9.1.3】
除去対象範囲　※図示
除去工法　※改修標準仕様書9.1.3(b)(Ⅰ)～(Ⅳ)による ・
除去したアスベスト含有吹付け材等の処理　※密封処理 ・セメント固化

⊙アスベスト含有保温材等の除去 【9.1.4】
除去対象範囲　※図示
作業場の隔離　⊙行う

・アスベスト含有成形板の除去 【9.1.5】
除去対象範囲　※図示

3 吹付けロックウールの除去工事

除去を行う吹付けロックウールの仕様等

分類	厚さ（mm）	除去を行う範囲
・吹付けロックウール（乾式）		※ 図示 ・
・吹付けロックウール（湿式）		※ 図示 ・

施工調査
※行う
除去工事にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
① ロックウールの使用部位の確認
② ロックウール層の厚さの確認
③ ロックウール除去施工範囲の確認
④ 廃棄物などの搬出方法

施工計画
着工に先立ち、除去工事に伴う粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承諾を受ける。
なお、施工計画書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
① 工事概要
ア．工事名称、イ．工事場所、ウ．工事期間、
エ．工事内容（部位別の状況及び工法）、オ．その他
② 管理組織
③ 安全衛生管理及び飛散防止対策
④ 使用用具、機器類
⑤ 工事の流れ
⑥ 仮設計画（足場、養生）
⑦ 作業要領（作業計画図面を含む）
⑧ 確認、検査方法
⑨ 工事工程表
⑩ その他必要事項

安全衛生管理
（1）洗浄設備
洗眼、うがいの設備を設ける。
更衣設備等を設ける。
（2）表示・掲示
関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止等の表示を行う。
（3）作業所の養生
除去場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
（4）保護具等
除去作業者には、呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させる。

除去処理工事
（1）ロックウール除去
除去作業中は、原則として散水その他の方法により、常に湿潤な状態として作業を行う。
（2）ロックウールの集積、運搬、処分等
除去作業場所において、除去したロックウールは、丈夫なプラスチック袋に入れ、飛散防止措置を講じ、運搬、処分する。

検査及び後片付け
（1）除去作業が終了後、ロックウール及び作業着等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。
（2）監督職員の立会いのうえ、除去が十分に行われたかを、目視により検査を行う。

施工記録
（1）施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
（2）施工記録報告書は、下記事項により作成する。
① 施工計画書
② 工事記録及び工事写真
③ 産業廃棄物処理記録
④ 施工調査等記録
⑤ 作業者の作業記録
⑥ その他必要事項

④ アスベスト含有保温材等の除去工事

(1)除去の工法 【9.1.4】
（※粉じん飛散抑制剤等で湿潤化後除去［手ばらし］
⊙乾式カポネーター工法、ウオータージェット工法等

(2)除去物及び汚染物の処理
処理方法は下記のとおりとする。
また、処理施設については、受入条件等を確認の上、事前に監督員と協議すること。
(a)処理方法（※密封処理［二重袋梱包］ ・セメント固化）
(b)処分施設へ搬出（調書を監督員に提出する）
⊙ロスベスト含有保温材等
受入先：改修特記仕様書1章3による

5 断熱アスファルト防水改修工事

工法の種類　改修特記仕様書3章6アスファルト防水による。 【9.2.3】

6 外断熱改修工事

材料 【9.3.2】
断熱材材料　改修特記仕様書9章7断熱・防露改修工事による。
外装材の種類　改修特記仕様書（ ）章（　　）による。
防湿材

既存外壁の処置 【9.3.3】
既存外壁仕上材の撤去　・行う　・行わない
下地面の清掃
・
欠損部の改修工法
・改修特記仕様書4－（ ）章（　　）による。

工法 【9.3.4】
・
通気層の有無　・有　・無
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等　基準風速　Vo＝（　）m/s　地表面粗度区分　（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）

7 ガラス改修工事

材料 【9.4.2】
複層ガラスの断熱性・日射遮へい性の区分　改修特記仕様書5章15ガラスによる

⑧ 断熱・防露改修工事 ⑥

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。

⊙発泡プラスチック保温材 <19.9.2>

種類		施工箇所及び厚さ（mm）		
⊙押出法ポリスチレンフォーム	3種b	・断熱防水（表皮付）	平部	・50 ・75 ・
			立上	・25 ・30 ・
		・土間下（表皮付）		・30 ・
		・基礎側		・30 ・
	2種b	⊙壁、柱梁		・30 ⊙25
		・屋根床版下		・50 ・
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号	・壁、柱梁		・30 ・
		・屋根床版下		・50 ・
・硬質ウレタンフォーム		・		・

⊙人造鉱物繊維保温板 <19.9.2>

種類		追加仕様・工法等	厚さ（mm）	施工箇所
・グラスウール保温板	※32K ・	・発水処理	・25 ・50	
⊙ロックウール保温板	⊙1号 ・2号	・	⊙50 ⊙75	煙突断熱材等 煙道保温（機械設備）

・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材（断熱材現場発泡工法） <19.9.3>
種類　※A1種 ・
難燃性を有するもの

施工箇所	厚さ(mm)
一般部（　　）	・25 ・
開口部廻り	・25 ・
建具内	・充填 ・
ルーフドレン廻りの床下版等	・25 ・
・部分的にあと張りとしなければならない箇所	
・図示	・25 ・

・その他の断熱材

種類	仕様・工法	厚さ	施工箇所

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・第三種

・ポリスチレンフォーム床下地材
ノンフロンタイプⒸ

工法	モルタル厚（mm）	パネル厚（mm）	施工箇所
・空練りモルタル工法及び均しモルタル工法	・		・和室 ・
・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法	・		・和室 ・洋室 ・

・PF複合板

フレキシブル板厚さ（mm）	PF板厚さ（mm）	施工箇所
※6 ・8	※30 ・40 ・	
※6 ・8	※30 ・40 ・	

材質等は、改修特記仕様書6章20及び9章7による。

9 屋上緑化 ⑥

植栽基盤及び材料 【9.6.2】
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示 ・

工法 【9.6.3】
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等　基準風速　Vo=（　　）m/s
地表面粗度区分　（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）

支柱 ・設置する （種類 ・図示 ・　　）
かん水装置　・設置する （工事区分は図示による）
既存保護層の撤去　・行う

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事
改修特記仕様書（その3）
北海道労働局総務部
A-04

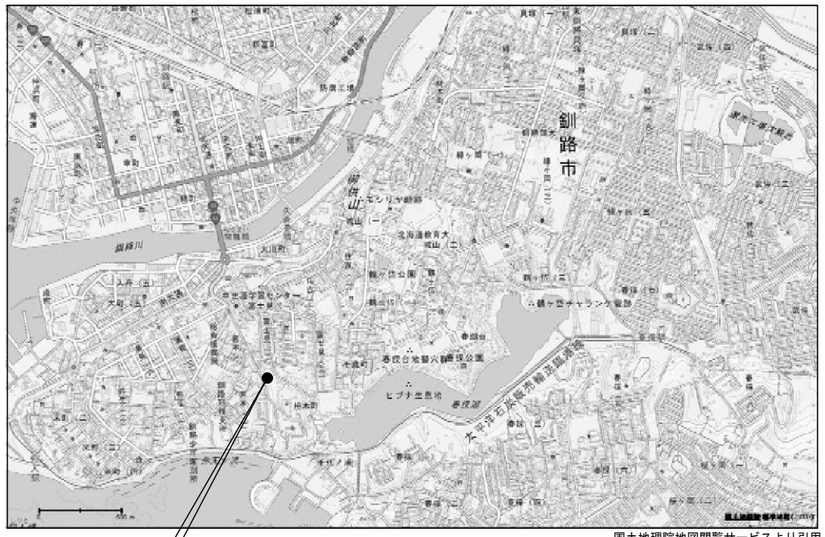

国土地理院地図閲覧サービスより引用

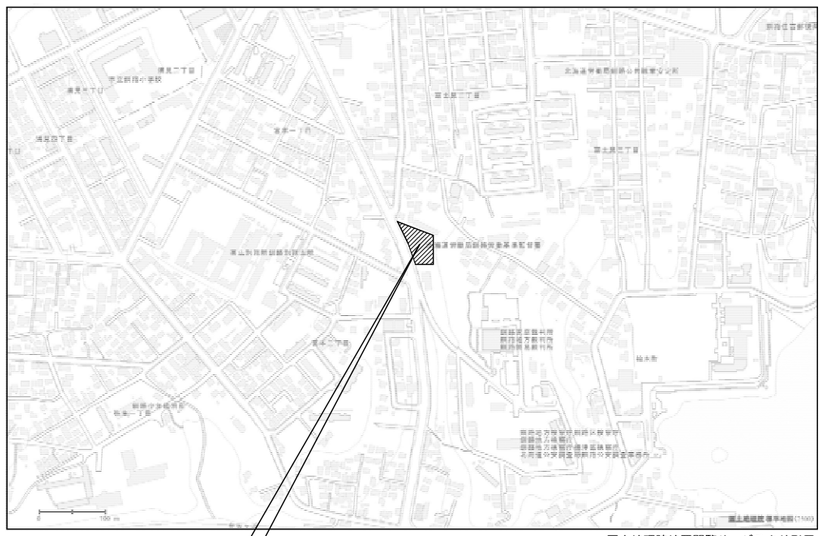

国土地理院地図閲覧サービスより引用

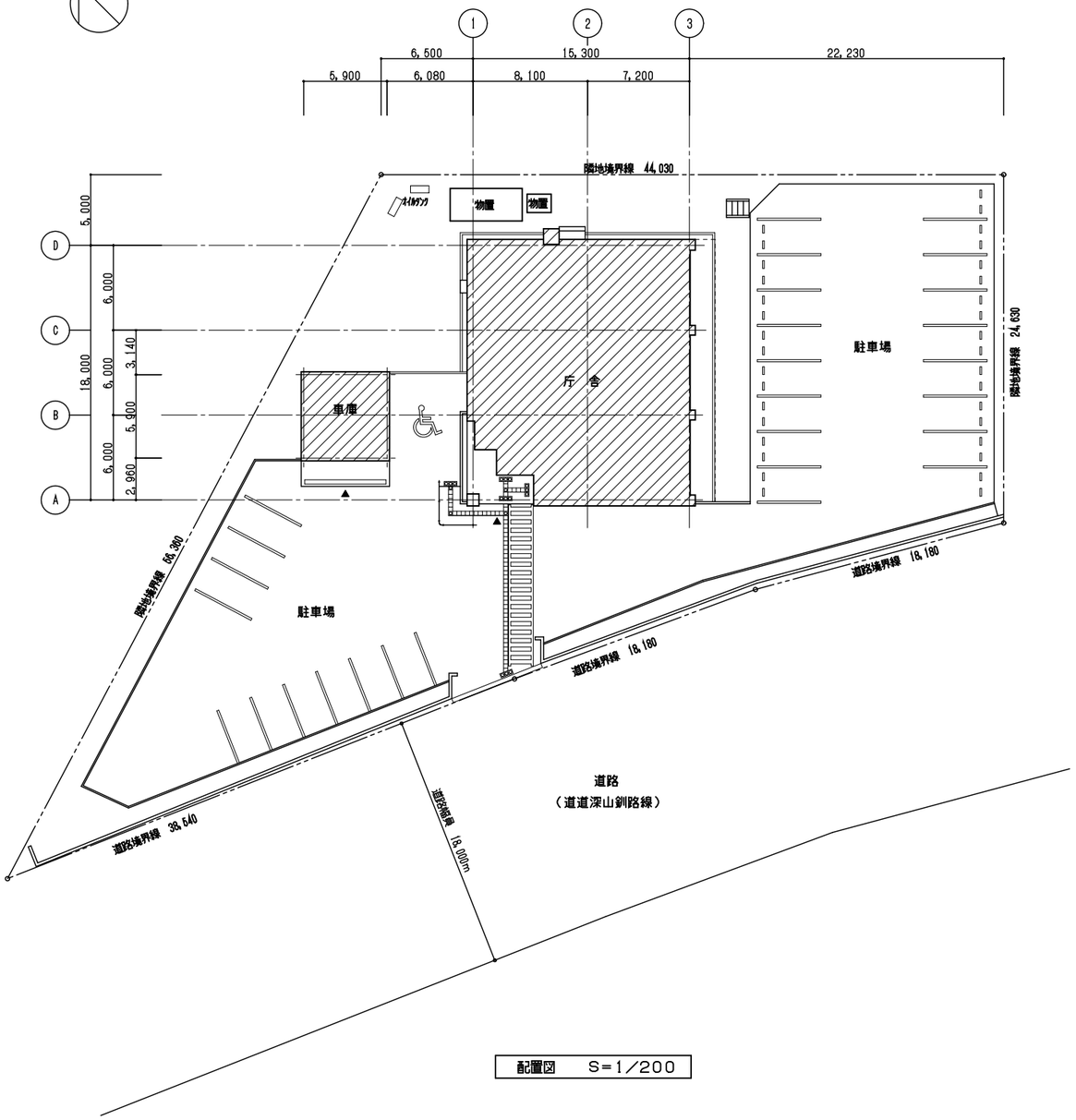

配置図　S＝1／200

凡例										
		改修工事対象建物を示す		敷地境界線					釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
			◎	境界石					案内図・配置図　S＝1／200	A-05
									北海道労働局総務部	

一般共通事項

1. 図中の番号　○○○－○ の番号は建築工事標準詳細図の分類番号を示す。材種、寸法、取合いなどでそのまま適用できないものはこれに準ずる。
2. 新設、既存の特記なき内部の木・鉄部の塗装はＥＰ－Ｇとし、外部鉄部の塗装はＤＰとする。ただし、和室廻りの木部及び造付け家具類の内部は塗装しない。
3. 柱型、梁型及び下り壁の仕上で図示のない個所は壁仕上による。
4. 特記なき室名札は　８－４１とする。
5. 仕上欄が空欄の場合は、既存のままとする。

記号

GB－R	せっこうボード	SOP	合成樹脂調合ペイント塗り
GB－NC	不燃積層せっこうボード	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
GB－NC（T）	不燃積層せっこうボード（トラバーチン模様）	EP－G	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
		EP－T	合成樹脂エマルション模様塗料塗り
GB－P	吸音用穴あき石こうボード	2－ASE	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り
GB－D（W）	化粧せっこうボード（木目模様）	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
DR（T）	ロックウール化粧吸音板（普通）	AE	アクリル樹脂エナメル塗り
DR（凹凸）	ロックウール化粧吸音板（立体模様）	FE	フタル酸樹脂エナメル塗り
FK	無石綿セメントけい酸カルシウム板	CL	クリヤラッカー塗り
FK－P	吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り
PF	ポリスチレンフォーム保温板	OS	オイルステイン塗り
GW－B	グラスウール吸音ボード	DP	耐候性塗料塗り
GB－S	シージング石こうボード	複層塗材	複層仕上塗材塗り
F	フレキシブル板		
化粧F	化粧フレキシブル板		

表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。

外部仕上

区分	床	廊	壁・柱・はり	軒天井	屋根	ひさし 天井	ひさし 側面及び柱	ひさし 屋根
既存仕上	磁器質タイル モルタル	押出成型セメント板（塗装品） 外断熱パネル張り上、仕上塗材塗り（GL-100まで）	押出成型セメント板（塗装品） （一部既存塗膜除去）	――	ステンレスシート防水	アルミモールディング	――	――
改修仕上	既存のまま	既存のまま	押出成型セメント板の上外装薄塗材E （一部外装薄塗材Eのみ塗替）	――	既存のまま	既存のまま	――	――
改修内容			塗膜脆弱部塗装塗替					

内部仕上

室名 新規	室名 既存	区分	床 仕上	床 改修内容	壁取合（巾木） 仕上	壁取合（巾木） 改修内容	壁 仕上	壁 改修内容	天井取合 仕上	天井取合 改修内容	天井 仕上	天井 改修内容	化学物質濃度測定箇所数	備考
（１階）			共通事項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共通事項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共通事項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共通事項 A 既存見り縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共通事項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
機械室	機械室	既存	硬質着色床 （1-01-1）		モルタル EP （2-11-7）		モルタル EP（H=2,000） （2-02-12） グラスウールボード t25 （2-02-13）	一部 C	突付		グラスウールボード t25 （3-01-12）			
		改修	既存のまま		既存のまま		モルタル EP（H=2,000） （2-02-12） グラスウールボード t25 （2-02-13）		既存のまま		既存のまま			
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												
		既存												
		改修												

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

改修仕上表　NON　A-06

北海道労働局総務部

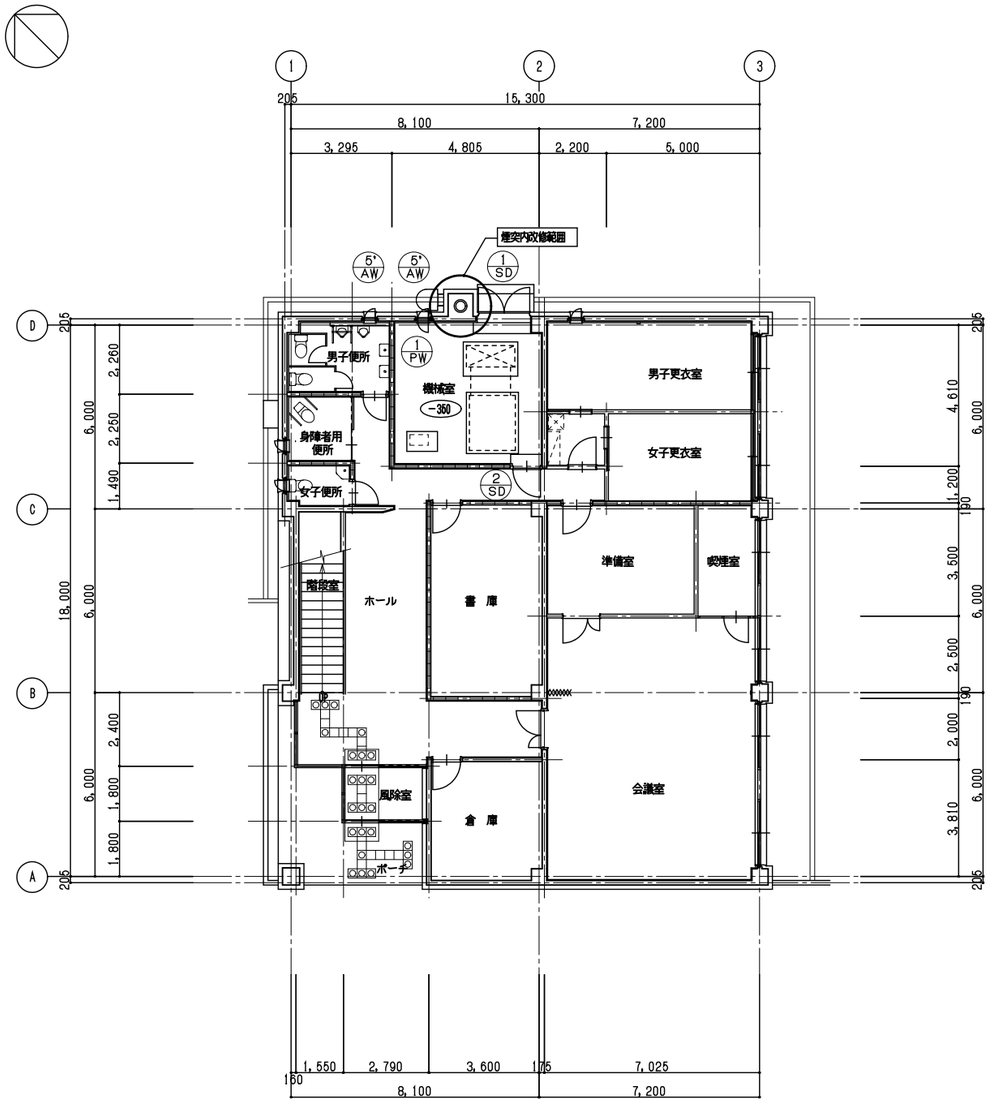

1階平面図　S＝1／100

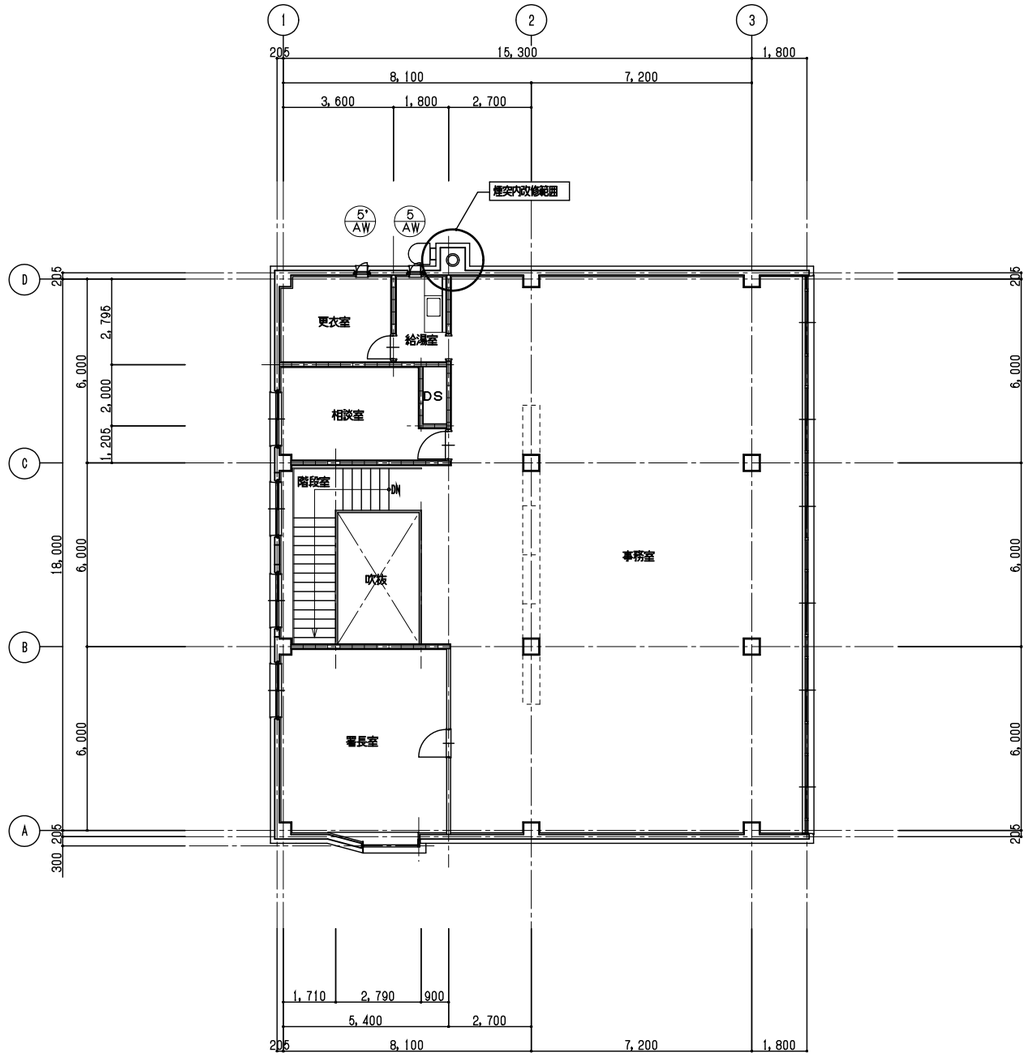

2階平面図　S＝1／100

凡例	鉄筋コンクリート造				既存建具記号					釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事
	コンクリートブロック造									１・２階平面図（既存・改修）　S＝1／100　A-07
	軽量鉄骨下地壁（2-21-1）	±0	現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする							北海道労働局総務部

既存

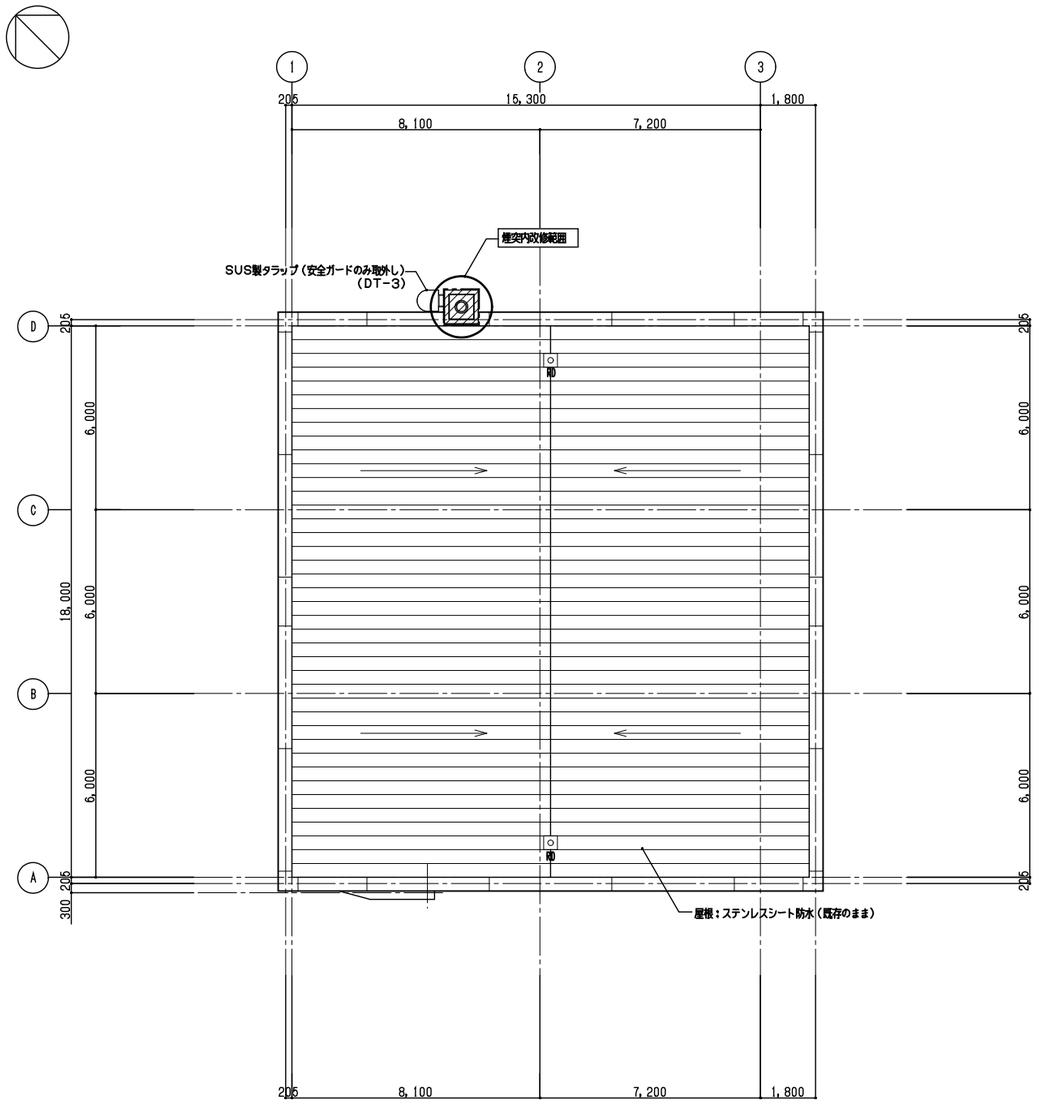

屋根伏図　S＝1／100

改修

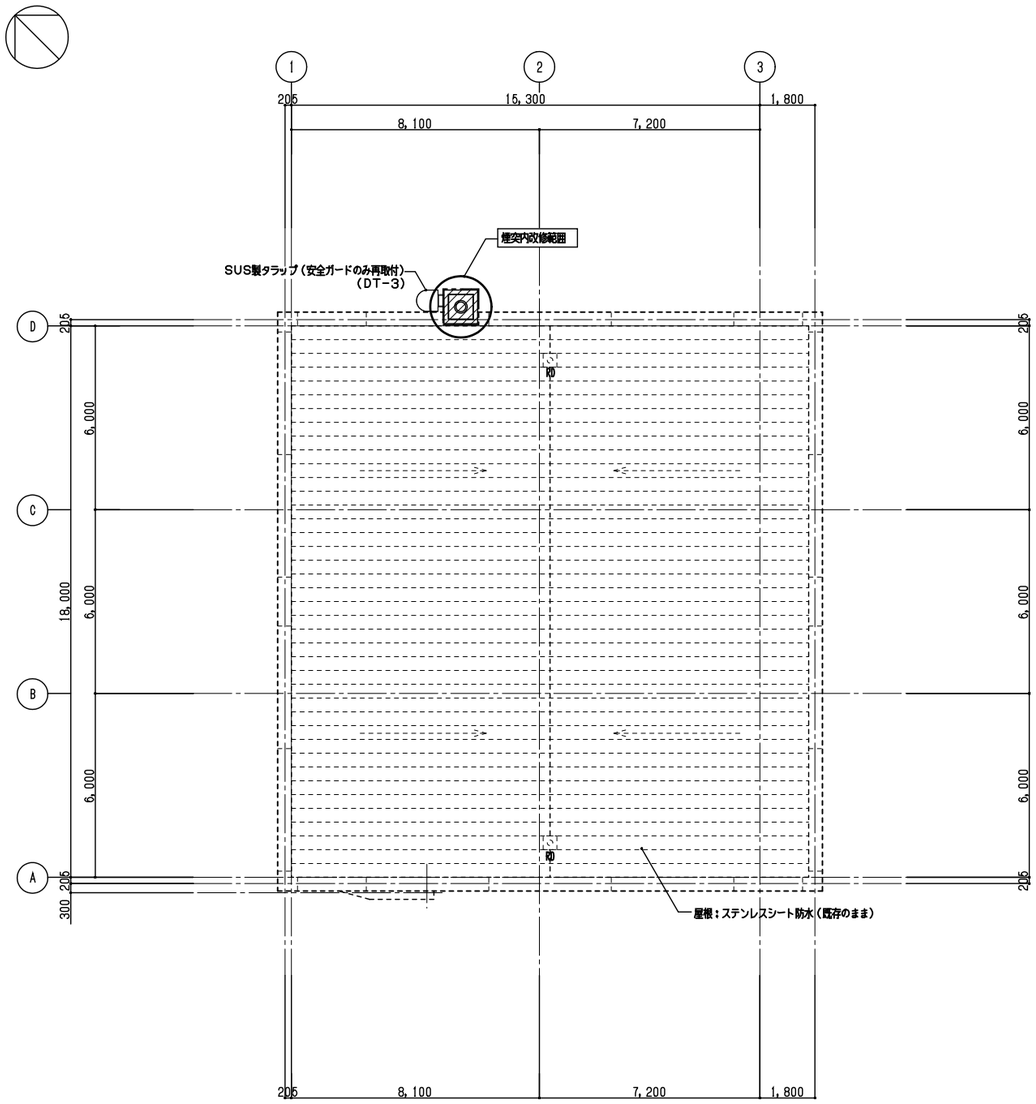

屋根伏図　S＝1／100

凡例

屋根伏図（既存）		屋根伏図（改修）	
▨	SUS製庠笠（笠木、鉄筋共撤去）（DT−2）	▨	SUS製庠笠（笠木、鉄筋共新設）（DT−2）

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

屋根伏図（既存・改修）　S＝1／100　A-08

北海道労働局総務部

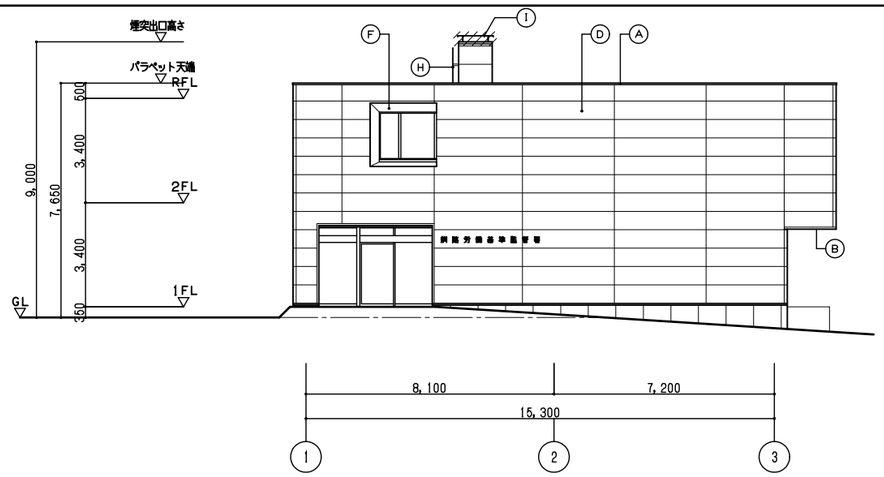

西立面図　S=1／100

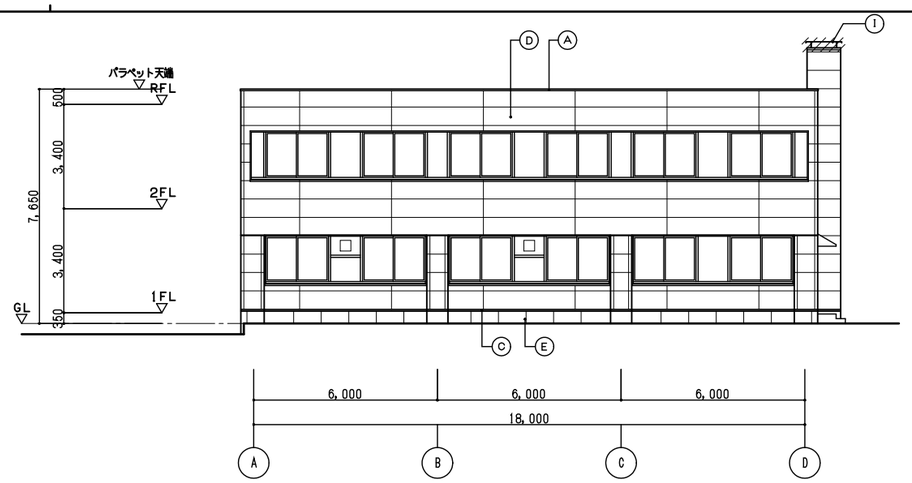

南立面図　S=1／100

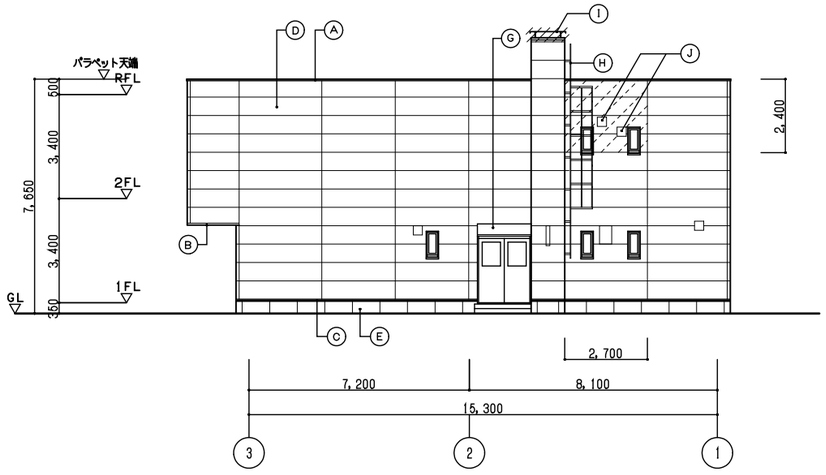

東立面図　S=1／100

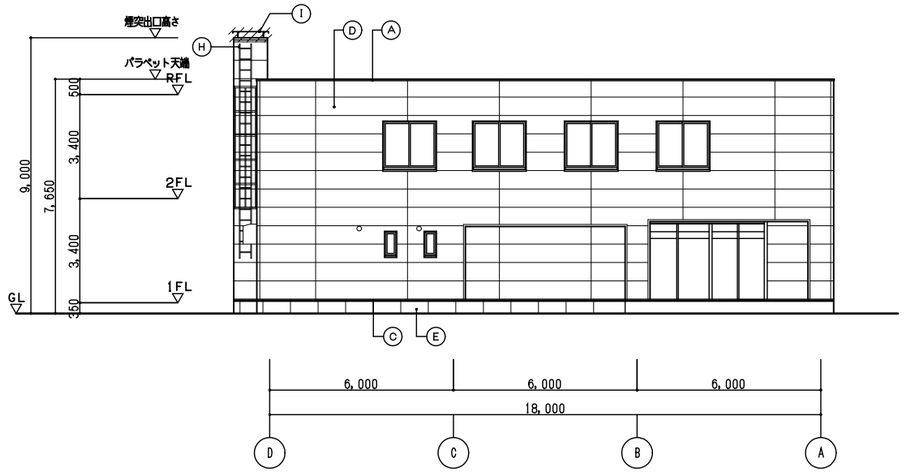

北立面図　S=1／100

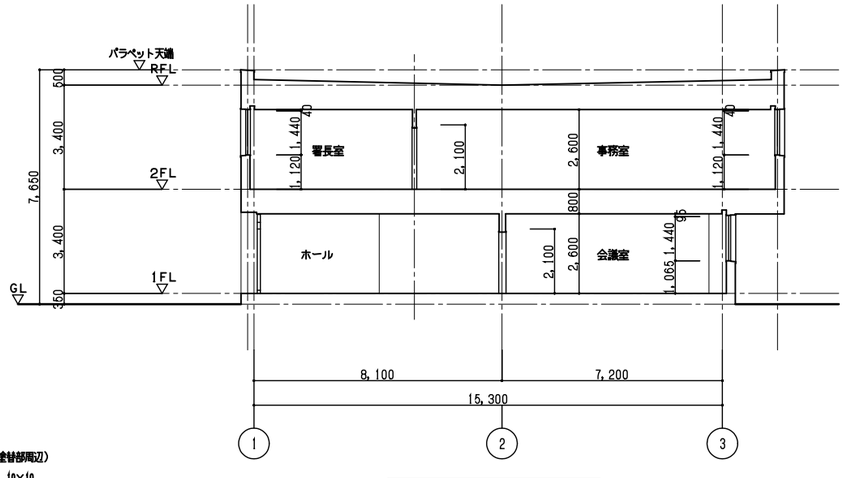

断面図　S=1／100

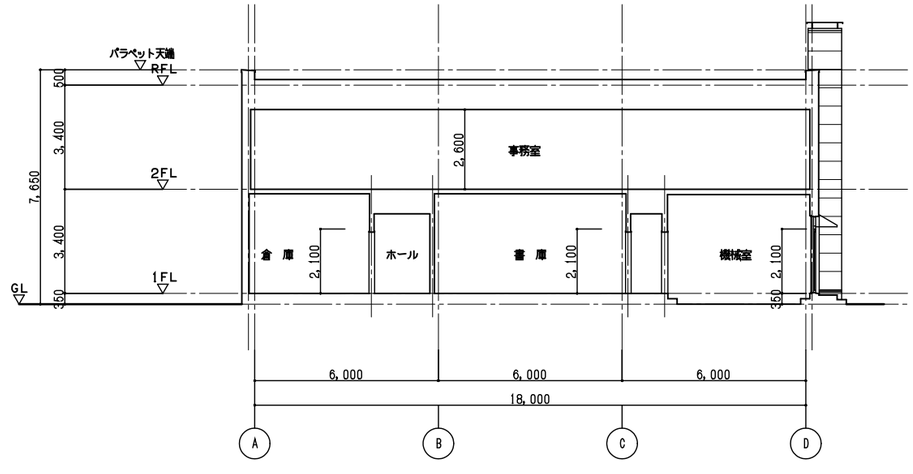

断面図　S=1／100

※シーリング撤去・新設部分（塗装塗替部周辺）

換気フード廻り、パネル縦目地　10×10

外部建具廻り（2階AW−5，−5'）　パネル取合4周　15×10

凡例										
		改修範囲 既存塗膜除去（塗膜剥離剤工法、高圧水洗い洗浄10MPa以上） 既存外壁パネル面：下地調整（二液形エポキシ樹脂シーラー） 外装薄塗材E（着色骨材砂壁状）塗替 シーリング撤去・新設；換気フード、窓廻り、外壁パネル縦目地	Ⓐ	アルミ製笠木	Ⓔ	外断熱パネル後貼りの上複層仕上塗材	Ⓘ	SUS製棟笠（笠木、鉄筋共撤去・新設）（DT−2）		
			Ⓑ	アルミ見切水切	Ⓕ	カラーアルミパネル	Ⓙ	SUS製換気フード300角		
			Ⓒ	アルミ腰水切	Ⓖ	小庇：SUS製W1,675×D600×H470				
			Ⓓ	押出成形セメント板（塗装品）	Ⓗ	SUS製タラップ（安全ガードL=4,000のみ取外し再取付）(DT−3)				

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事

立面図・断面図（既存・改修）　S=1／100　A-09

北海道労働局総務部

既存

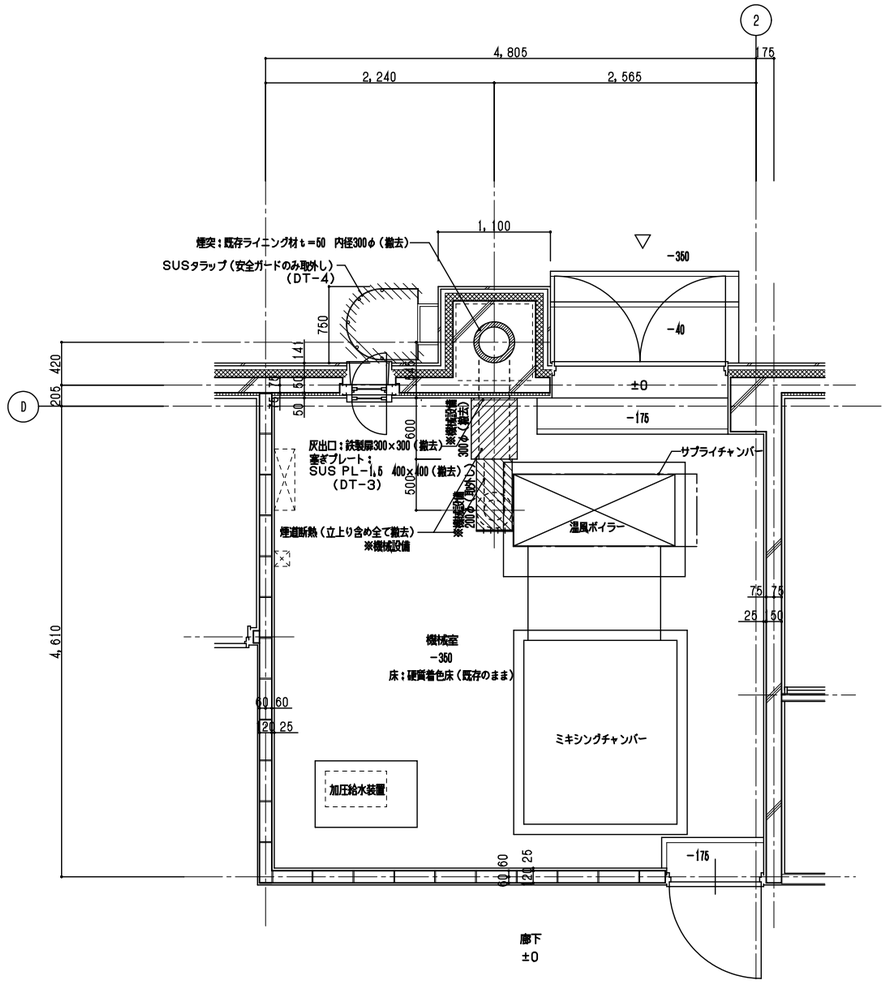

平面詳細図　S＝1／30

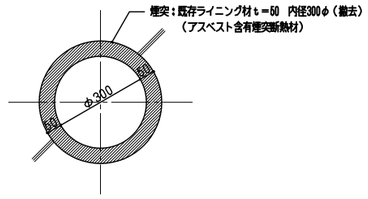

※1　機械室内部の撤去煙道（鋼板）の仕様は内径300φ、取外し煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
※2　全ての既存煙道断熱は撤去する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t 76＋カラー亜鉛鉄板とする。
※3　上部差込口：煙突既存ライニング材撤去中は差込み口をコンパネ等で塞ぐこと。
※4　撤去既存ライニング材はアスベスト含有煙突断熱材である。
※5　煙突除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。
　　除去作業にあたって、セキュリティルーム付レベル1養生にて区画する。
※6　煙突除去作業後に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
　　清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

※　除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。

煙突断熱材詳細図　S＝1／10

改修

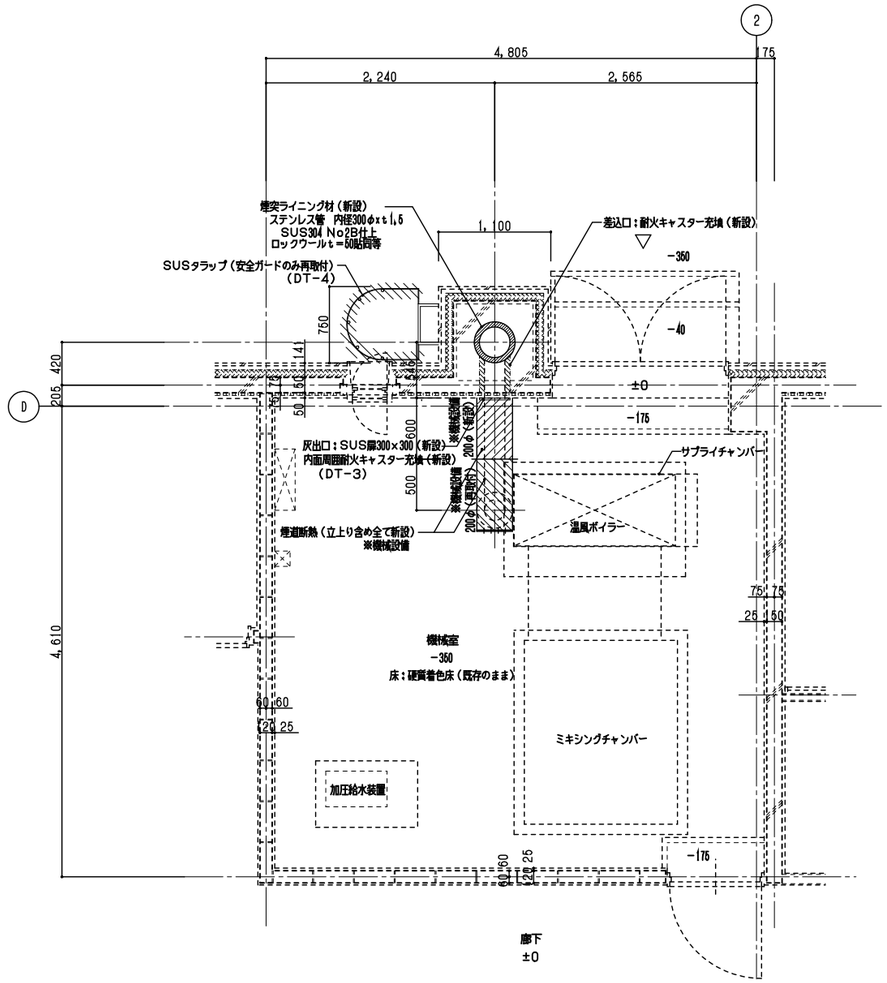

平面詳細図　S＝1／30

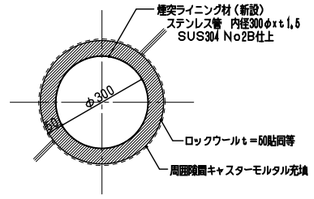

※1　機械室内部の新設煙道（鋼板）の仕様は内径200φ×3,2t、再取付煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
　　また、必要に応じて支持金物を設置すること。
※2　新設煙道には測定口100φ　1か所新設すること。
※3　全ての煙道断熱は新設する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t 76＋カラー亜鉛鉄板とする。
※4　新規煙突断熱材と躯体の間に隙間を生じる場合は、耐火キャスターモルタル充填とする。
※5　新規煙突施工後、既存煙道から電気切断機で開口を施し、耐火シーリングで隙間を塞ぐこと。
※6　煙道再取付後、ボイラーの試運転調整を行うこと。

※　ロックウールt＝50は現場貼りとする。
※　煙突ライニング材は既製品同等可とする。

煙突断熱材詳細図　S＝1／10

凡例	平面詳細図（既存）				平面詳細図（改修）			
	鉄筋コンクリート造		撤去部分を示す		鉄筋コンクリート造		新設部分を示す	
	コンクリートブロック造		取外し部分を示す		コンクリートブロック造		再取付部分を示す	

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事

機械室平面詳細図（既存・改修）　S＝1／30　A-10

北海道労働局総務部

既存

※1　機械室内部の撤去煙道（鋼板）の仕様は内径300φ、取外し煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
※2　全ての既存煙道断熱は撤去する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t75+カラー亜鉛鉄板とする。
※3　上部差込口：煙突既存ライニング材撤去中は差込み口をコンパネ等で塞ぐこと。
※4　撤去既存ライニング材はアスベスト含有煙突断熱材である。
※5　煙突除去工法は乾式工法、ウオータージェット工法等とする。
　　除去作業にあたって、セキュリティルーム付レベル1養生にて区画する。
※6　煙突除去作業後に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
　　清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

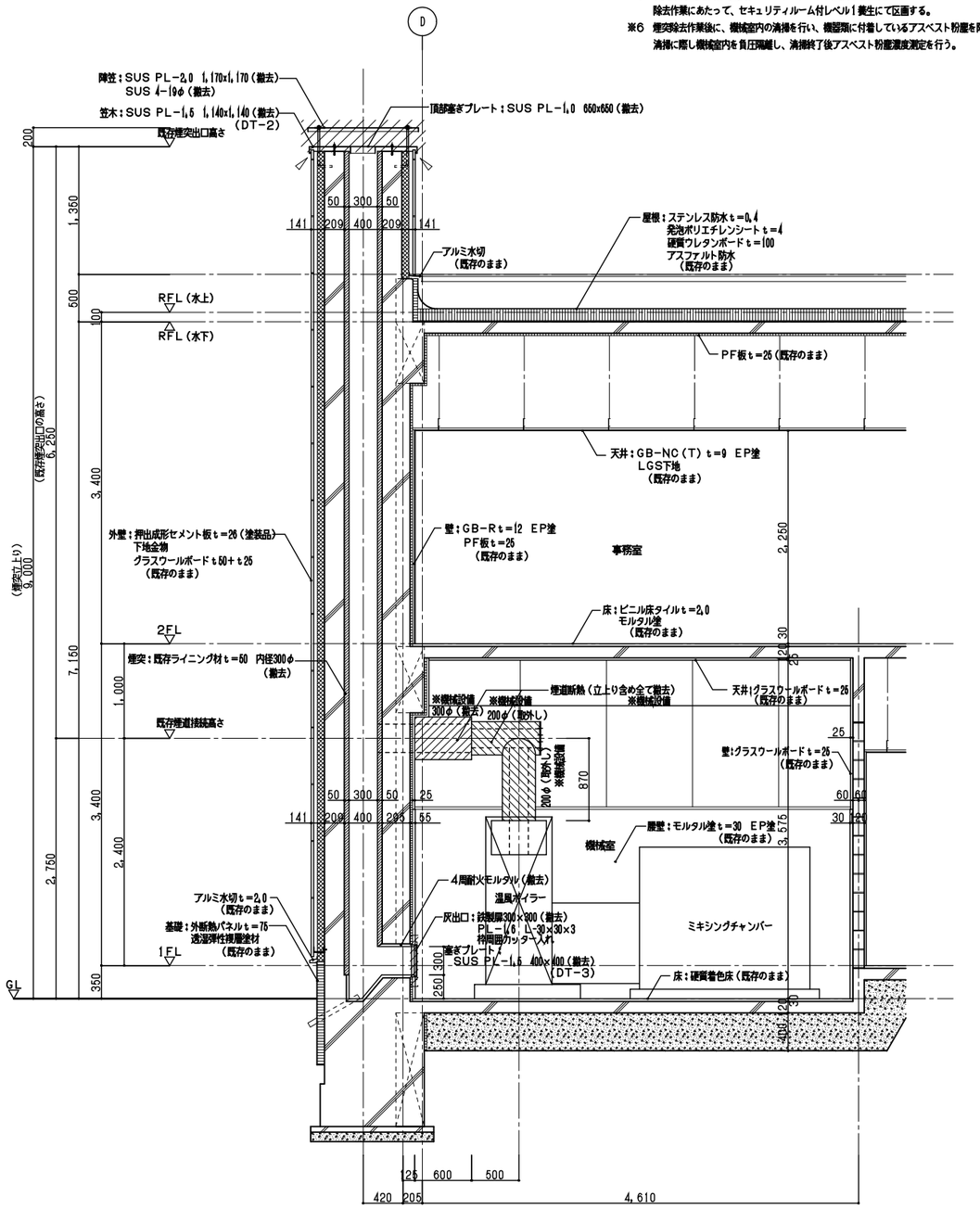

断面詳細図　S=1／30

改修

※1　機械室内部の新設煙道（鋼板）の仕様は内径200φ×2.3t、再取付煙道（鋼板）の仕様は内径200φとする。
　　また、必要に応じて支持金物を設置すること。
※2　新設煙道には測定口100φ　1か所新設すること。
※3　全ての煙道断熱は新設する。
　　煙道断熱の仕様はロックウールブランケット板t75+カラー亜鉛鉄板とする。
※4　新規煙突断熱材と躯体の間に隙間を生じる場合は、耐火キャスターモルタル充填とする。
※5　新規煙突施工後、既存煙道から電気切断機で開口を施し、耐火シーリングで隙間を塞ぐこと。
※6　煙道再取付後、ボイラーの試運転調整を行うこと。

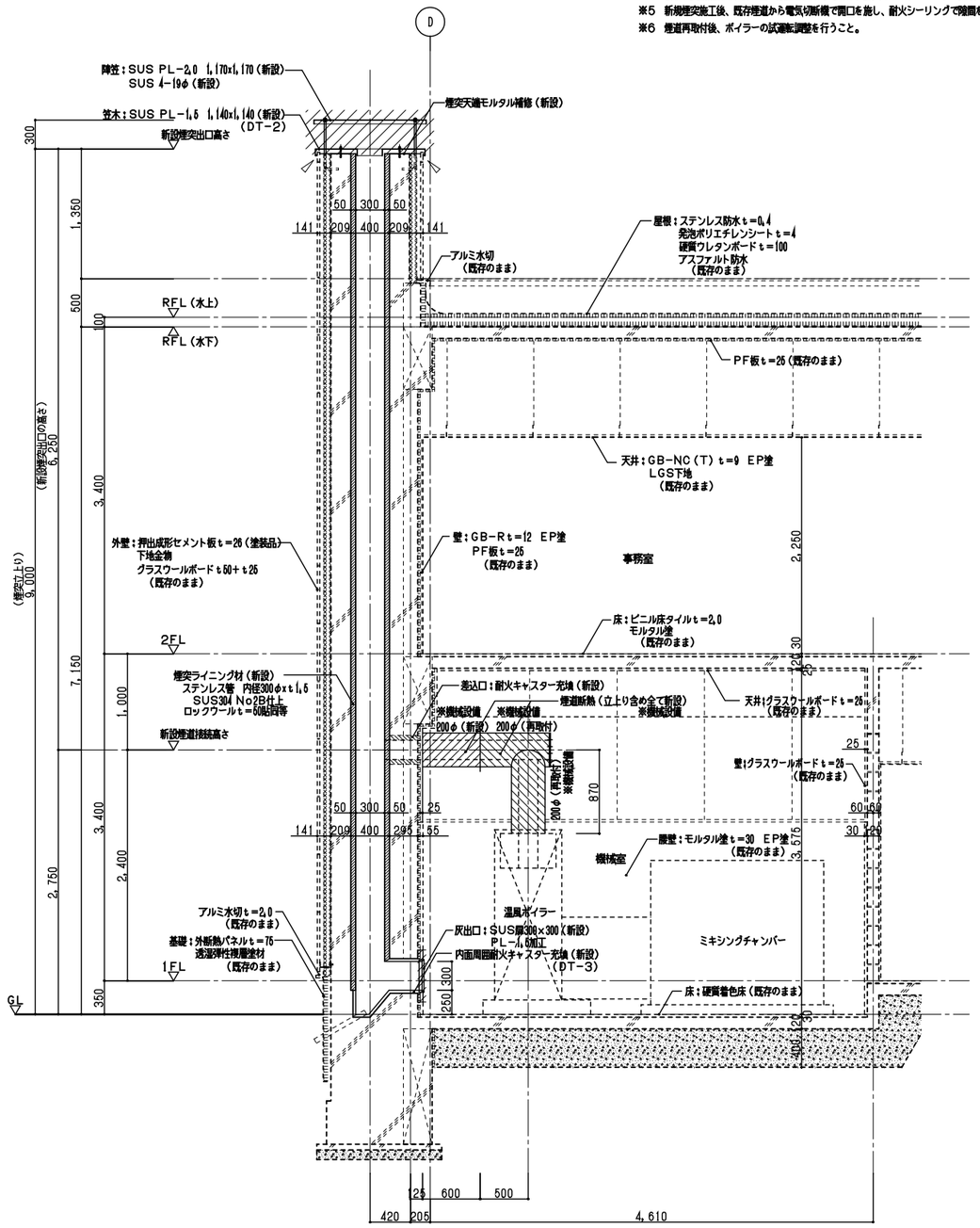

断面詳細図　S=1／30

凡例	断面詳細図（既存）						断面詳細図（改修）			
		撤去部分を示す		特記なき限りシーリング 20×10（撤去）				新設部分を示す		特記なき限りシーリング 20×10（新設）
		取外し部分を示す						再取付部分を示す		

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事
機械室断面詳細図－1（既存・改修）　S=1／30　A-11
北海道労働局総務部

既存

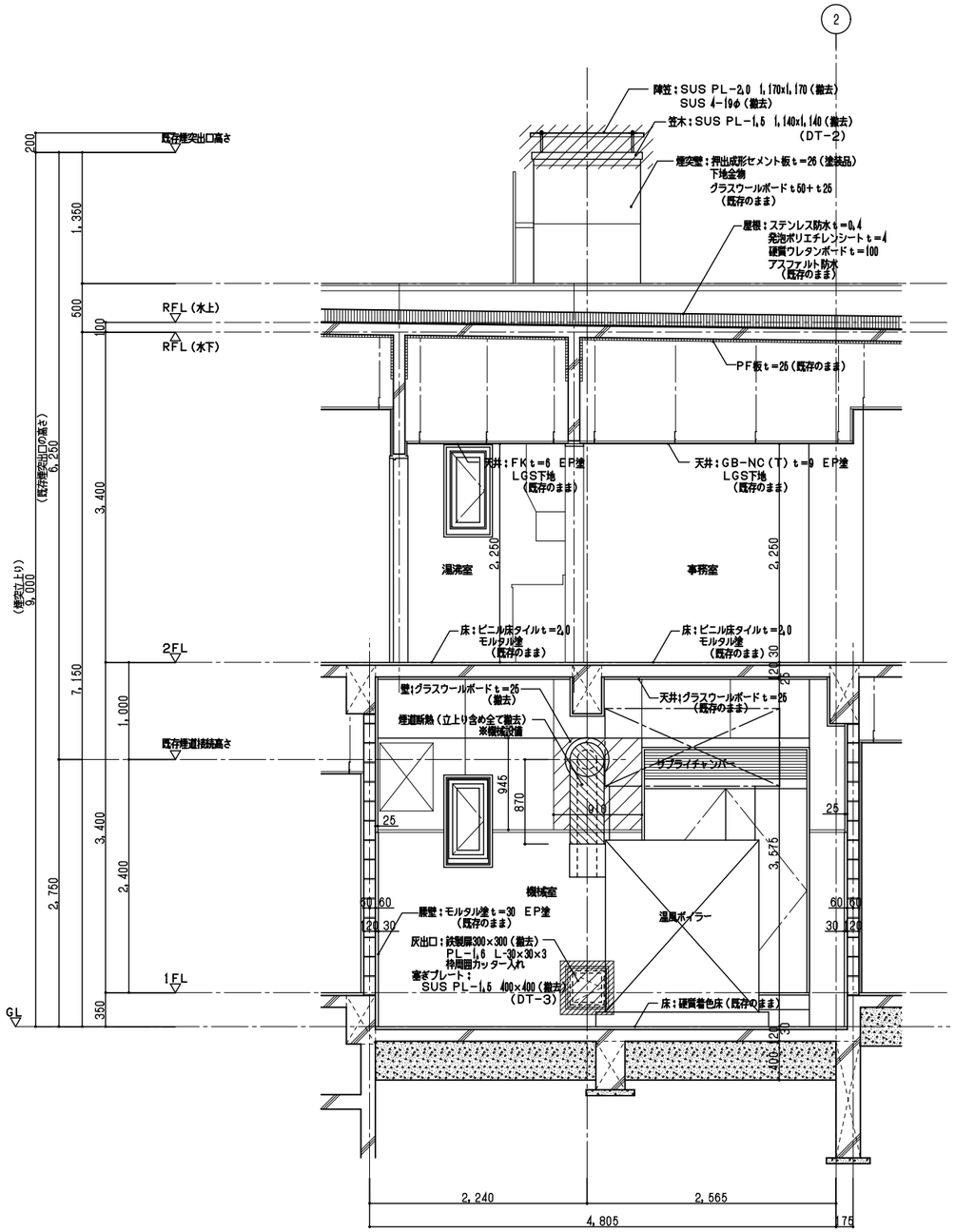

断面詳細図　S=1／30

改修

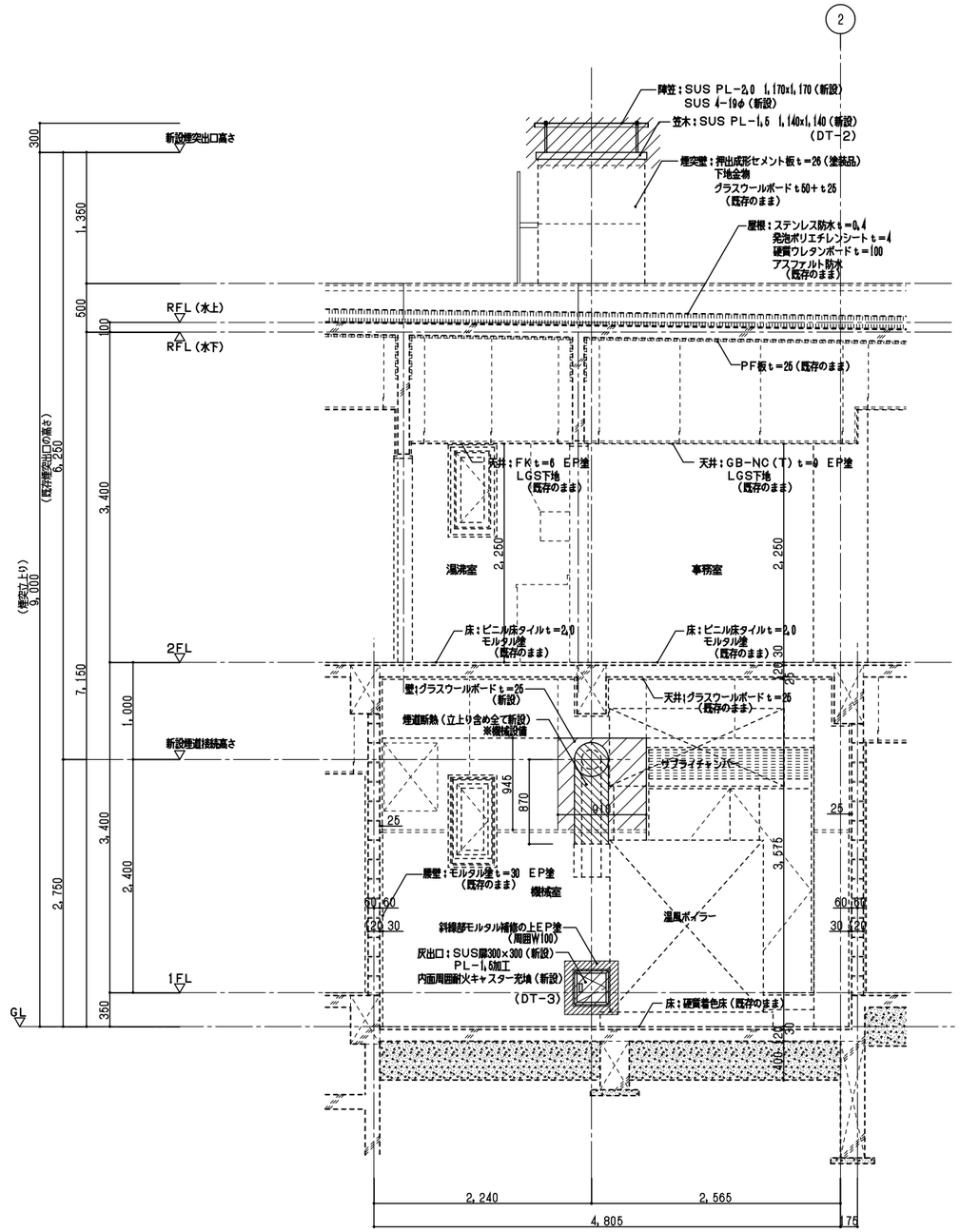

断面詳細図　S=1／30

凡例	断面詳細図（既存）					断面詳細図（改修）			
	撤去部分を示す					新設部分を示す			
	取外し部分を示す					再取付部分を示す			

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

機械室断面詳細図－２（既存・改修）　S=1／30　A-12

北海道労働局総務部

共通事項

1. 特記なき建具見込み寸法は木製建具、鋼製建具40mm、鋼製軽量建具36mm、障子、ふすま及び木製窓は30mmとする。又押入のふすまは合板ふすま（市場品程度）とする。
2. 特記なき鋼製建具、鋼製軽量建具、重量シャッターの外部に面する仕上はDP、内部の仕上はEP-Gとする。
   また、特記なき木製建具の内部の仕上はEP-Gとする。
3. 外部に面する金属製フラッシュ戸（ガラス入共）は断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム断熱材充填）入とする。
4. 鋼製建具のうち点検口は片面フラッシュ戸とする。
5. 特記なきガラリの材質は建具と同材とし板厚は鋼製1.2mm（防火戸1.6mm）、アルミニウム製は1.5mm、ステンレス製は1.0mmとする。
6. ドアガラリの仕上は建具と同様とし、ふすまは木製塗装なしとする。防火戸のガラリはダンパー付きとする。
7. 外壁取付け用ガラリには四方枠（4-52-7、見込み150mm）を取付ける。
8. 廊下に面する建具の枠は廊下付きとする。
9. O-O-Oは複層ガラス、内側一空気層一外側を表す。
10. 網入安全表示（セーフティーマーク）は、扉及びスクリーン部分の両面に取付ける。
11. DC・FH・AH及び戸当りの取付けは平面図による、なおDCの取付けは廊下側を原則とする。
12. 戸当りとなる開き戸は壁面より逃げ寸法を100mm程度とする。
13. 排煙窓（自動開放装置付き及び階段室に面する建具に取付けるDC、FH、AHはストップなしとする。
14. 排煙窓のクレセント及び操作レバーの位置は床から1,500mm以下の位置とする。
15. 特記無き自動扉の凍害防止装置の適用、センサーの種類は備考による。
16. 自動扉の電源用配管、配線は、スイッチボックス以降自動扉に含む。
    スイッチボックスはステンレス製（SUS304）鏡付きとし、スイッチは自動扉（内外）及びヒーター用各々に取付ける。保護装置として漏電遮断機（ELCB2P20A 30mA遮断時間0.1秒）を取付ける。
    ガイドレールには外部のみヒーター付きとし、ヒーター線の容量は1φ100V30W/Mサーモスタット付きレール内蔵とし、Ⓣ 印付きとする。
    自動扉の制御装置は無目内蔵とし、両引戸は全半開装置付きとする。
    安全用光電装置の取付けは、ブース内部側とする。
17. 建具寸法は、有効内法寸法を示す。ただし、扉のH寸法の押え位置は、建築工事標準詳細図（平成17年版）を参照すること。

種別区分	建具符号	形状記号	箇所数	建具寸法(mm) W	建具寸法(mm) ( )はらんま H	建具枠 枠見込(mm)	建具枠 枠回り記号 枠一くつずり	がらり 記号	がらり h(mm)	ガラス 記号	ガラス 厚さ(mm)	備考
既存	AW-5	D-6	2	340	770	100	-			P-A-LE	3-12-3	2階北面のみ開口部廻りシーリング撤去・新設
↓	AW-5*	D-6	4	340	770	100	-			F-A-LE	4-12-3	2階北面のみ開口部廻りシーリング撤去・新設
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
既存	PW-1	D-6	1	320	700	70	-			P	3	
	-	-					-					
	-	-					-					
既存	SD-1	B-7	1	1,675	2,500	135	-		300	N	6.8	
↓	SD-2	A-9	1	900	2,100	135	-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					
	-	-					-					

形状記号

1 2 3 4 5 6 7 8 9

A

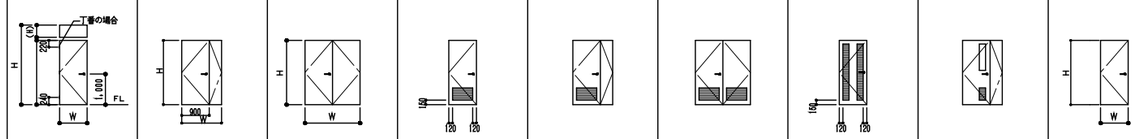

B

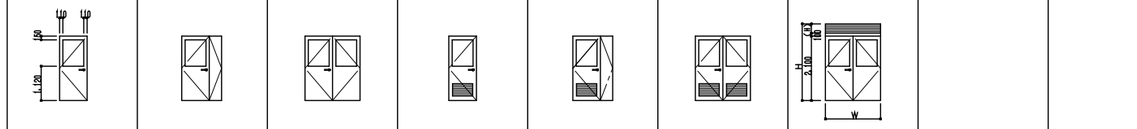

C

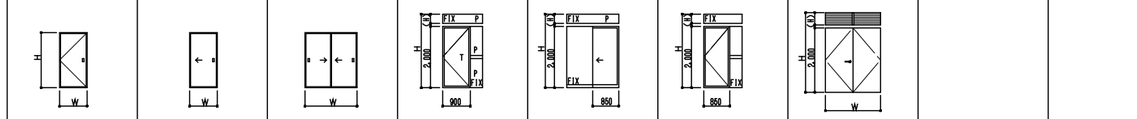

D

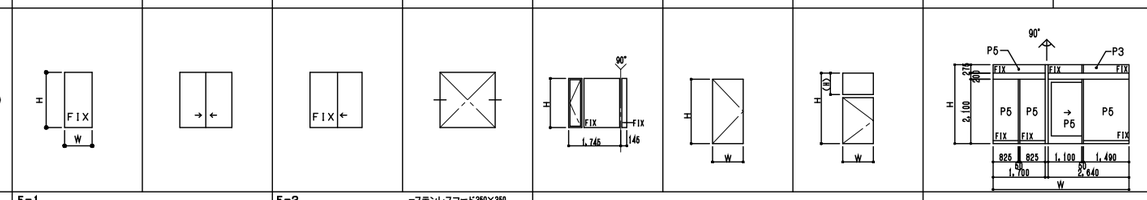

E

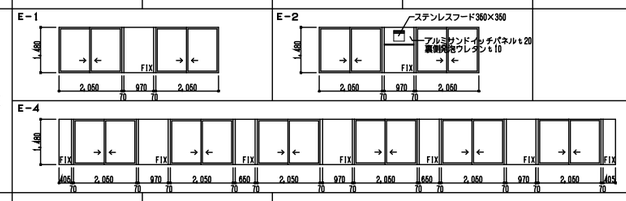

F

建具符号

種別	アルミニウム製	鋼製	鋼製軽量	ステンレス製	木製
戸	AD	SD	LD	SSD	WD
窓	AW	SW		SSW	WW
がらり	AG	SG		SSG	WG
スクリーン	AF	SF		SSF	WF
紙障子					P
ふすま					H
シャッター	AS	SS	LS		
オーバーヘッドドア	AOD	SOD			
三方枠		S			
自動ドア		TSD	（高耐候性鋼板+テンパライトドア）		

建具金物

- ML モノロック
- DC ドアクローザー
- AH ヒンジクローザー
- FH フロアーヒンジ
- PH ピボットヒンジ
- LH ラバトリーヒンジ
- BT ボトムタイト

ガラスの種別

- P フロート板ガラス
- F 型板ガラス
- N 網入り型板ガラス
- W 線入り型板ガラス
- NP 網入り板ガラス
- WP 線入り板ガラス
- L 合わせガラス
- T 強化ガラス
- LE 低放射ガラス （Low-E）
- S 普通板ガラス
- A アクリル板

建具金物

外部	一般扉	T番 シリンダー補錠（レバーハンドル）	
	自由開き扉	FH（縦スプリング型） 本締り錠（片面サムターン）	
	自動扉（引戸）	引戸用本締り錠	
内部	一般扉	PH、シリンダー補錠（レバーハンドル）	
	自由開き扉	FH（横スプリング型） 本締り錠	
	常時開放型防火戸	ヒンジクローザー（ストップなし） 埋込型把手	
	点検扉	点検口用ヒンジ 回転ロックキーハンドル	
	浴室	PH モノロック（両面空錠）	
	浴室・シャワー室	空錠（解錠装置付）、（片面サムターン）	
	便所・洗面所	PH 錠なし、 押板、押棒	
	排煙不自由開放用戸	電動開閉装置（ストップ付）、表示装置、非常開錠装置	
		大型サムターン付引戸錠（ロッド式）、	
		引手はステンレス製（L-450）程度	

建具略号

略号	名称	略号	名称
標	標準型建具	SD	防音ドアセット
防	防火設備	SS	防音サッシ
特	特定防火設備	耐	耐震ドアセット
煙	煙感連動	DO	断熱ドアセット
断	断熱材充填	DS	断熱サッシ
気	簡易気密ドアセット		
網	網戸付		
自	自動扉		
非	非常開錠装置付錠		
片	片面合板ふすま		
両	両面ふすま		

建具枠見込寸法

A	枠見込 100以下
B	枠見込 101以上~150以下
C	枠見込 151以上~200以下
D	枠見込 201以上~250以下
E	枠見込 251以上

建具枠廻り詳細

鋼製建具

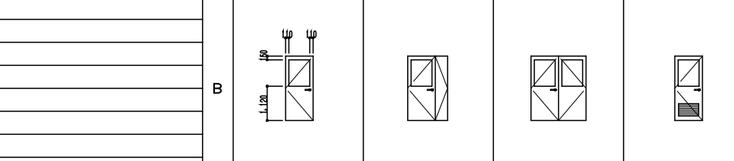

鋼製軽量建具

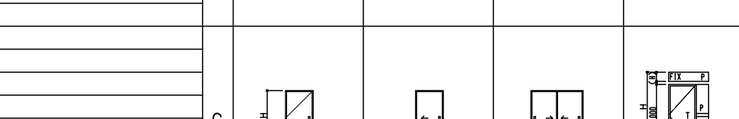

くつずり

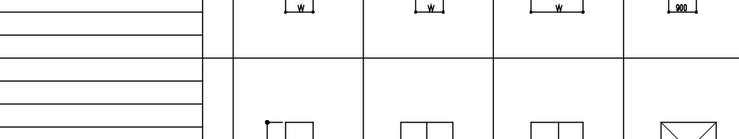

アルミニウム製 窓廻り（ぜん板及び額縁）

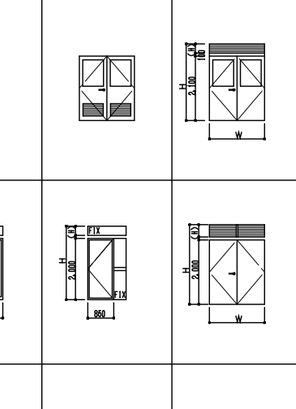

シーリングは標準仕様書 表9.6.1による。

がらり記号（4-01-1）

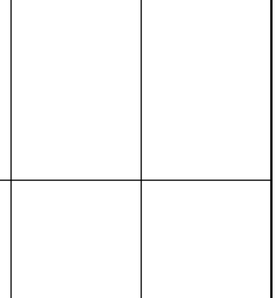

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事

建具表

北海道労働局総務部

A-13

外部仕上					
区分	床	腰	壁・柱・はり	軒天井	屋根
既存仕上	コンクリート直均し仕上	コンクリート打放し	コンクリート打放し 透湿弾性複層塗材	コンクリート打放し 透湿弾性複層塗材	アスファルト露出防水
改修仕上	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	改質アスファルトシート防水
改修内容					平面：既存防水層の上、新規防水施工 立上り：既存防水層撤去の上、新規防水施工

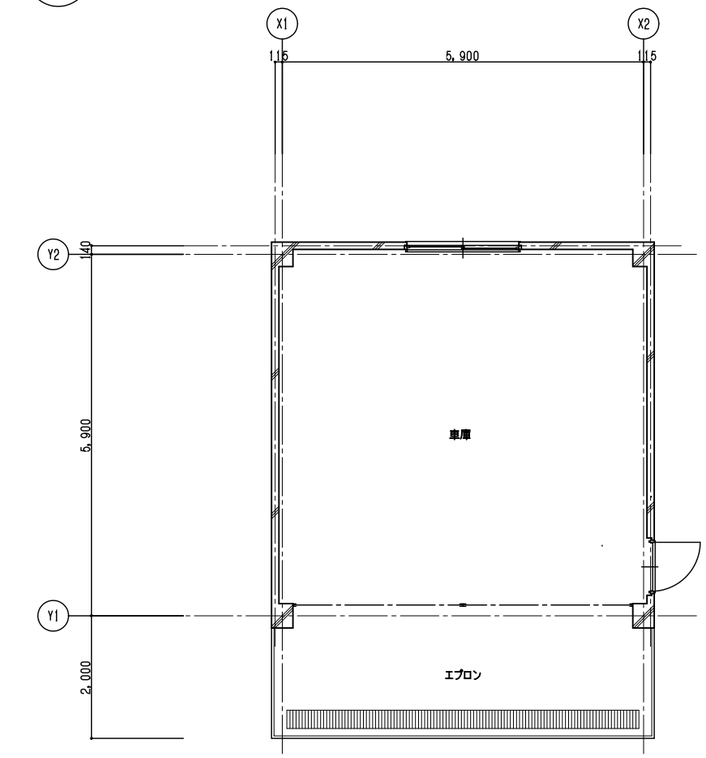

平面図　S＝1／50

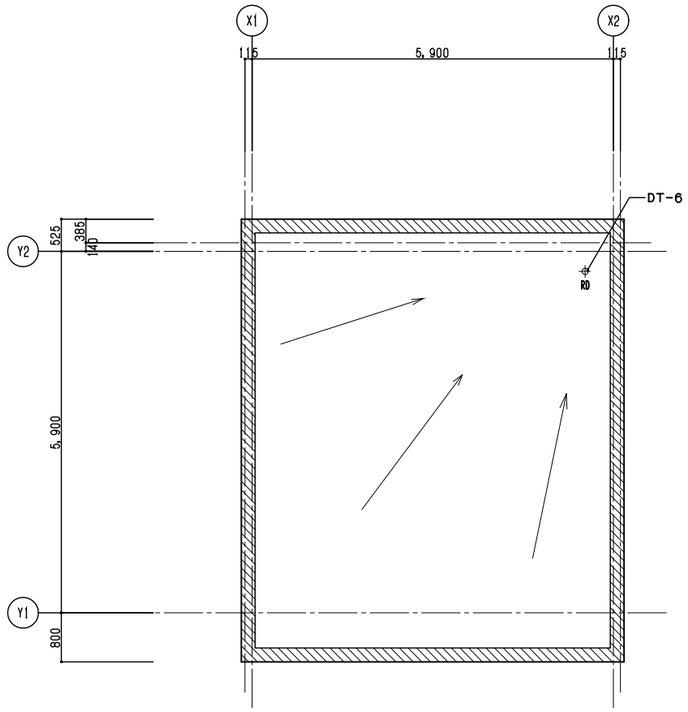

屋根伏図（既存）　S＝1／50

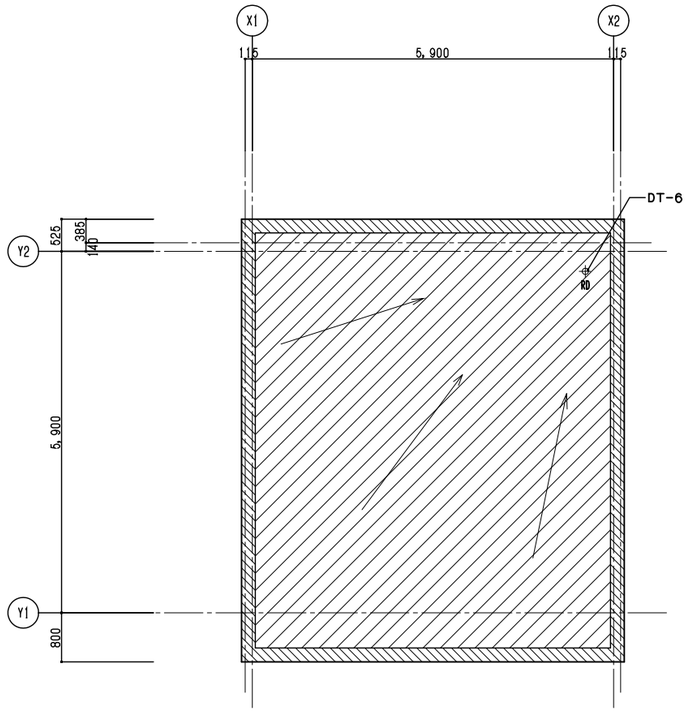

屋根伏図（改修）　S＝1／50

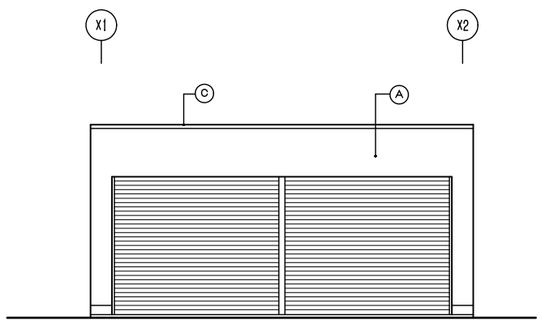

西立面図　S＝1／50

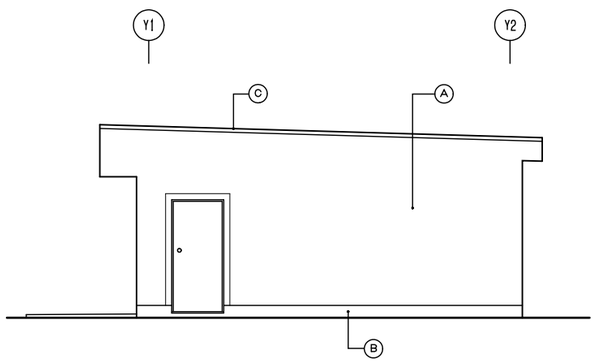

南立面図　S＝1／50

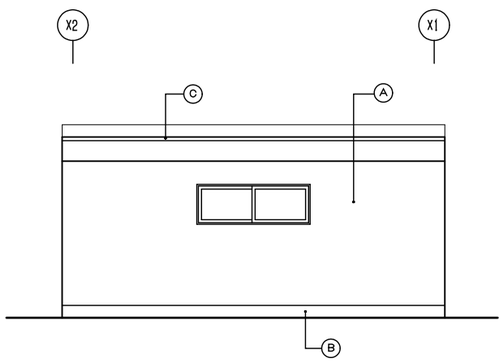

東立面図　S＝1／50

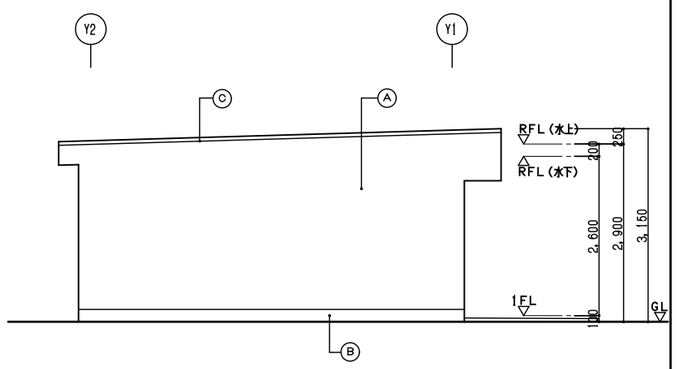

北立面図　S＝1／50

凡例	平面図		立面図		屋根伏図	
		鉄筋コンクリート造	Ⓐ	コンクリート打放し　透湿弾性複層塗材（既存のまま）		屋上防水改修範囲を示す（改質アスファルトシート防水新設）
			Ⓑ	コンクリート打放し（既存のまま）		アルミ製笠木取外し・再取付（DT－5）
			Ⓒ	アルミ製笠木（取外し・再取付）		

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

車庫　平面図・立面図・改修仕上表・屋根伏図（既存・改修）　S＝1／50　A-14

北海道労働局総務部

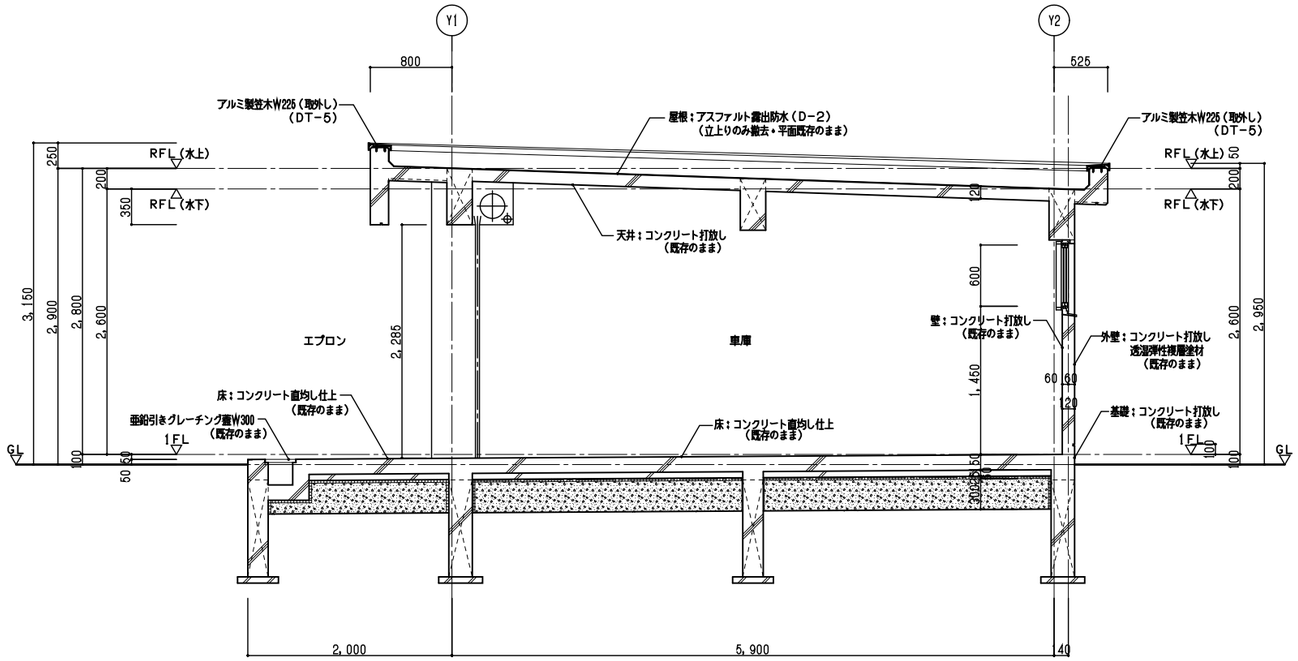

矩計図（既存）　S＝1／30

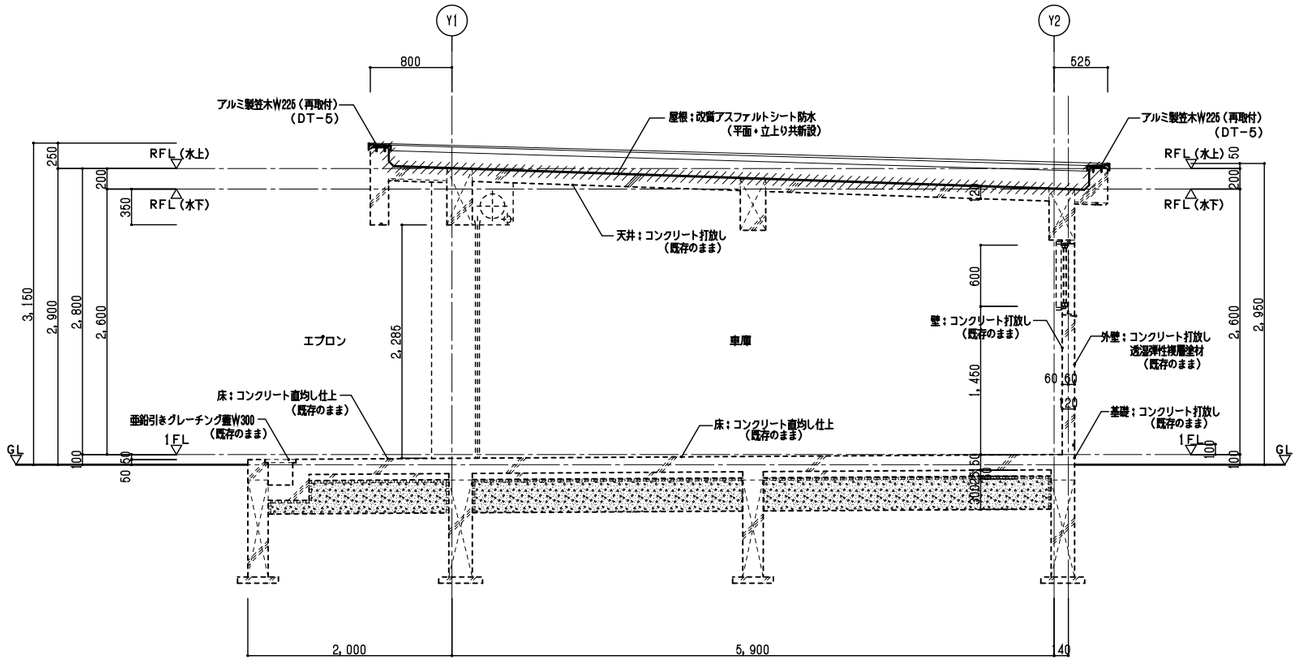

矩計図（改修）　S＝1／30

凡例		屋上防水改修範囲を示す（改質アスファルトシート防水新設）								釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
										車庫　矩計図（既存・改修）　S＝1／30	A-15
										北海道労働局総務部	

DT-2 障笠詳細図 S=1:20

既存

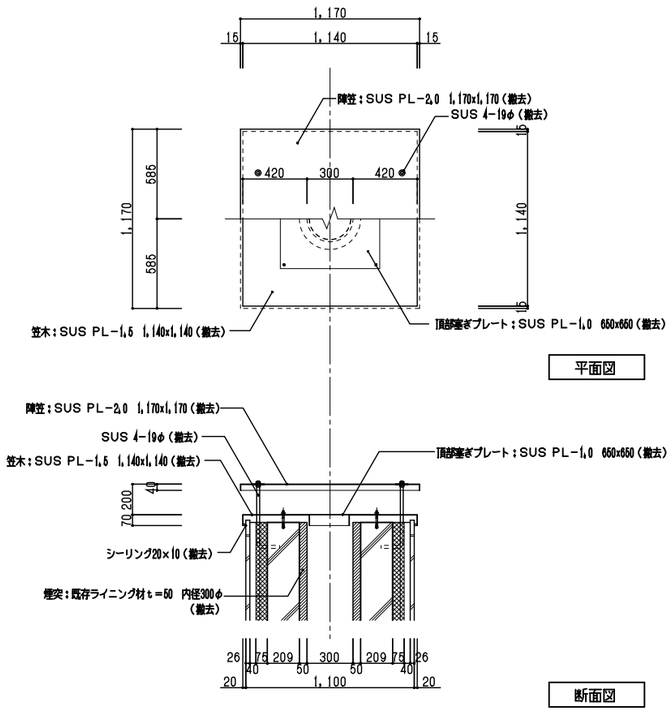

改修

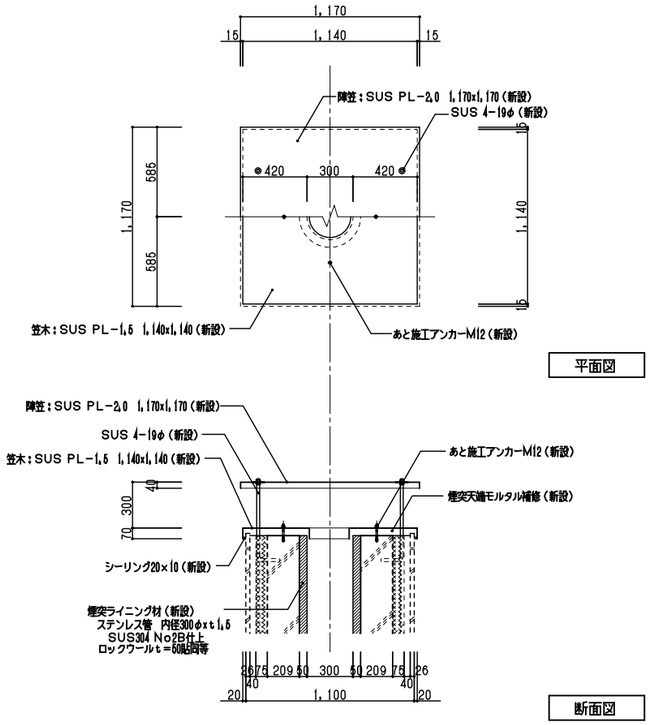

DT-3 灰出口詳細図 S=1:20

既存

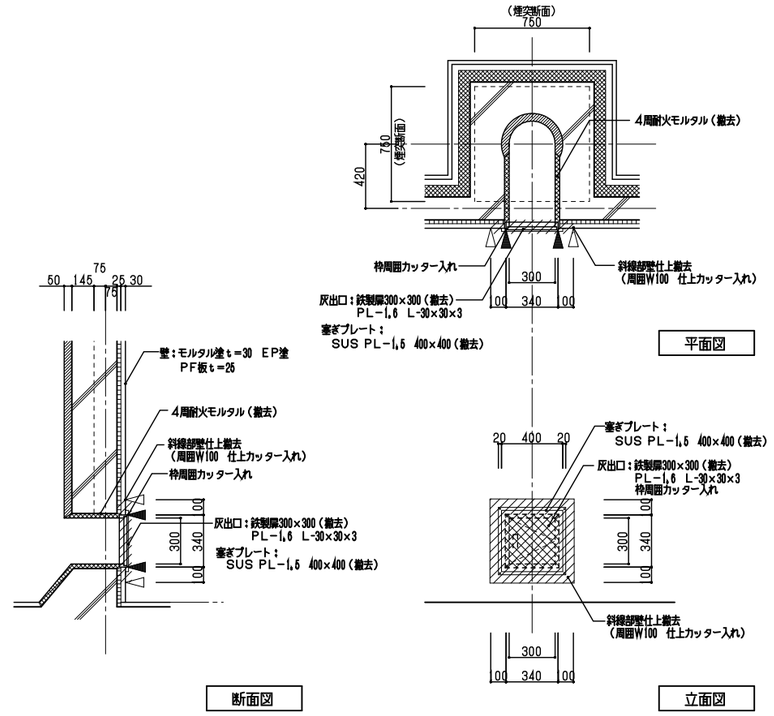

改修

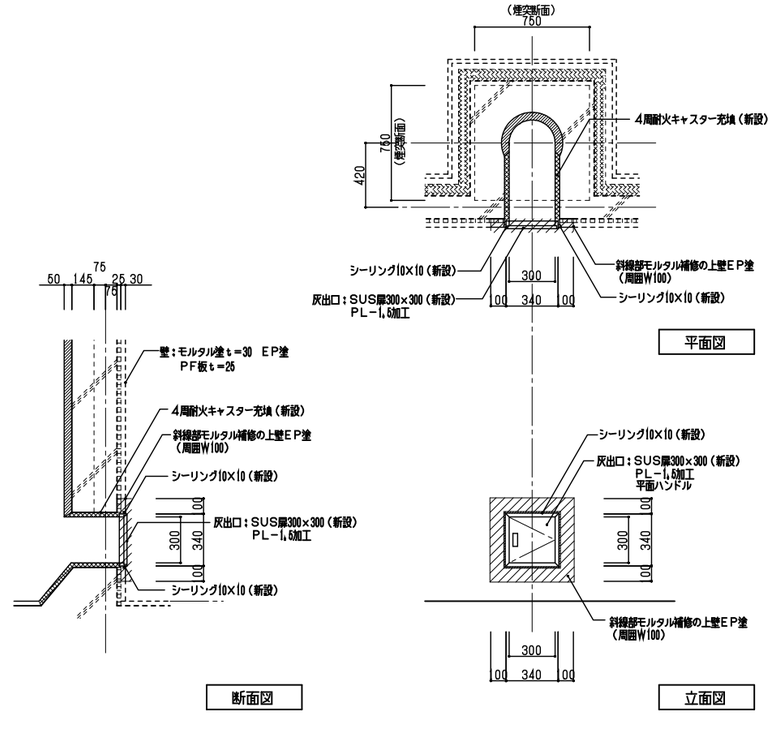

DT-4 タラップ詳細図 S=1:10 S=1:20

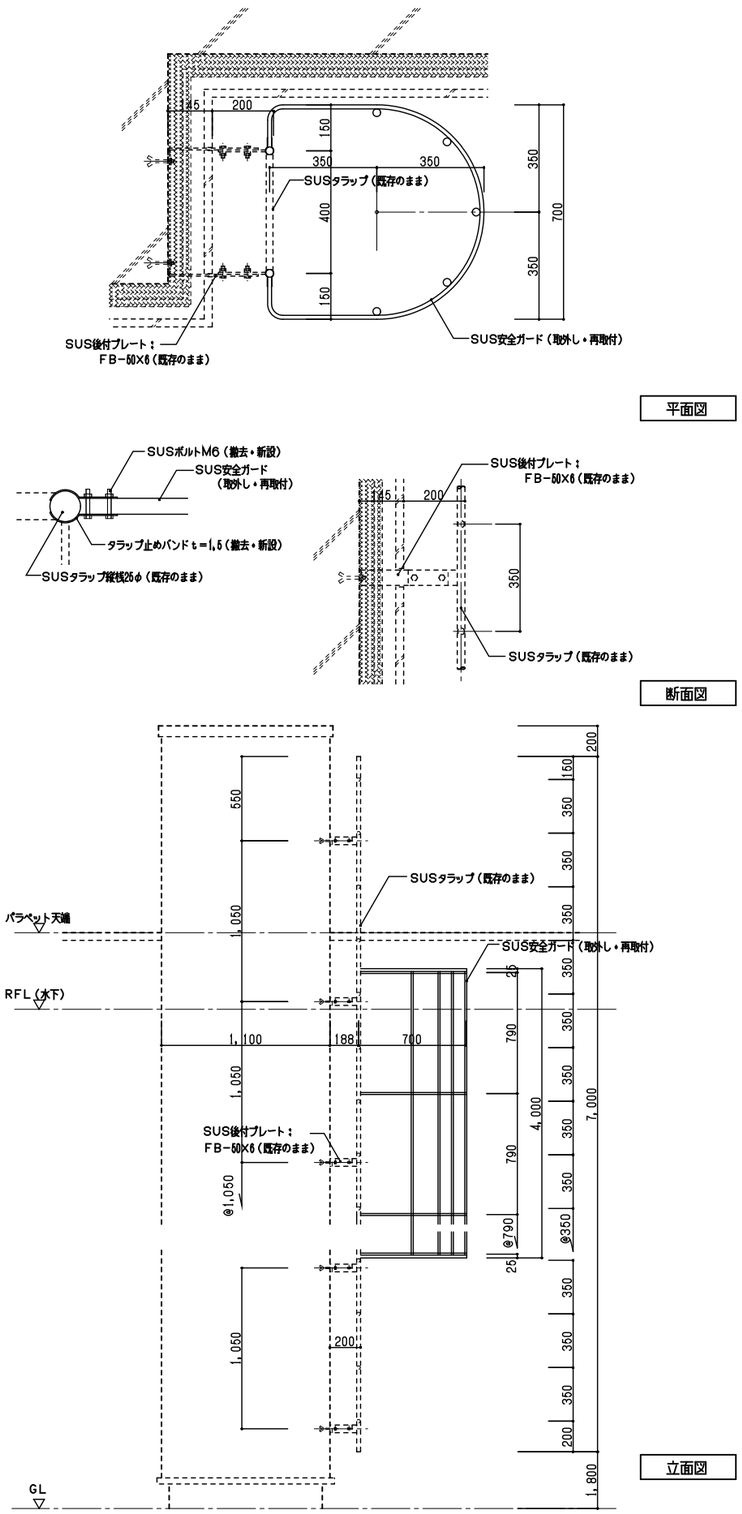

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
部分詳細図－１ S＝図示	A-16
北海道労働局総務部	

DT-5　軒先・パラペット廻り詳細図　S=1:10

既存

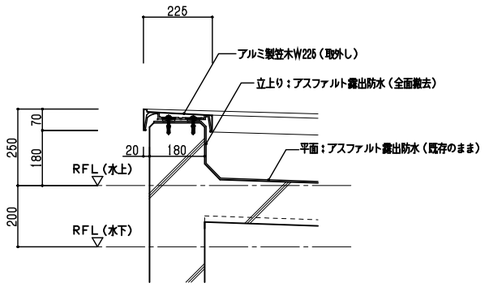

改修

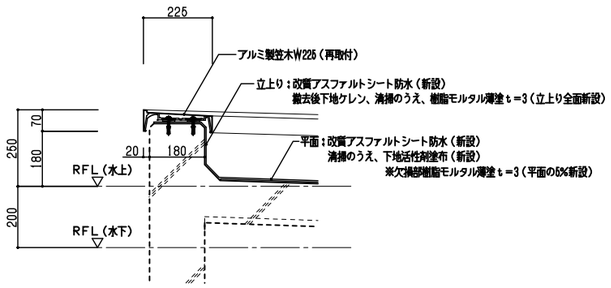

DT-6　ルーフドレン廻り詳細図　S=1:10

既存

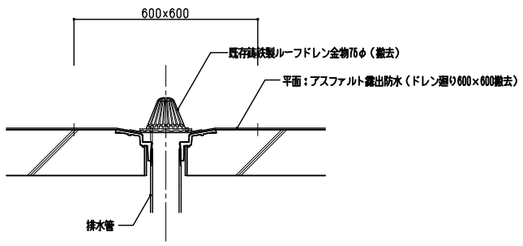

改修

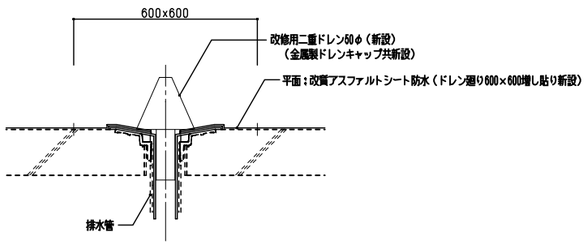

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

部分詳細図－２　S＝図示　A-17

北海道労働局総務部

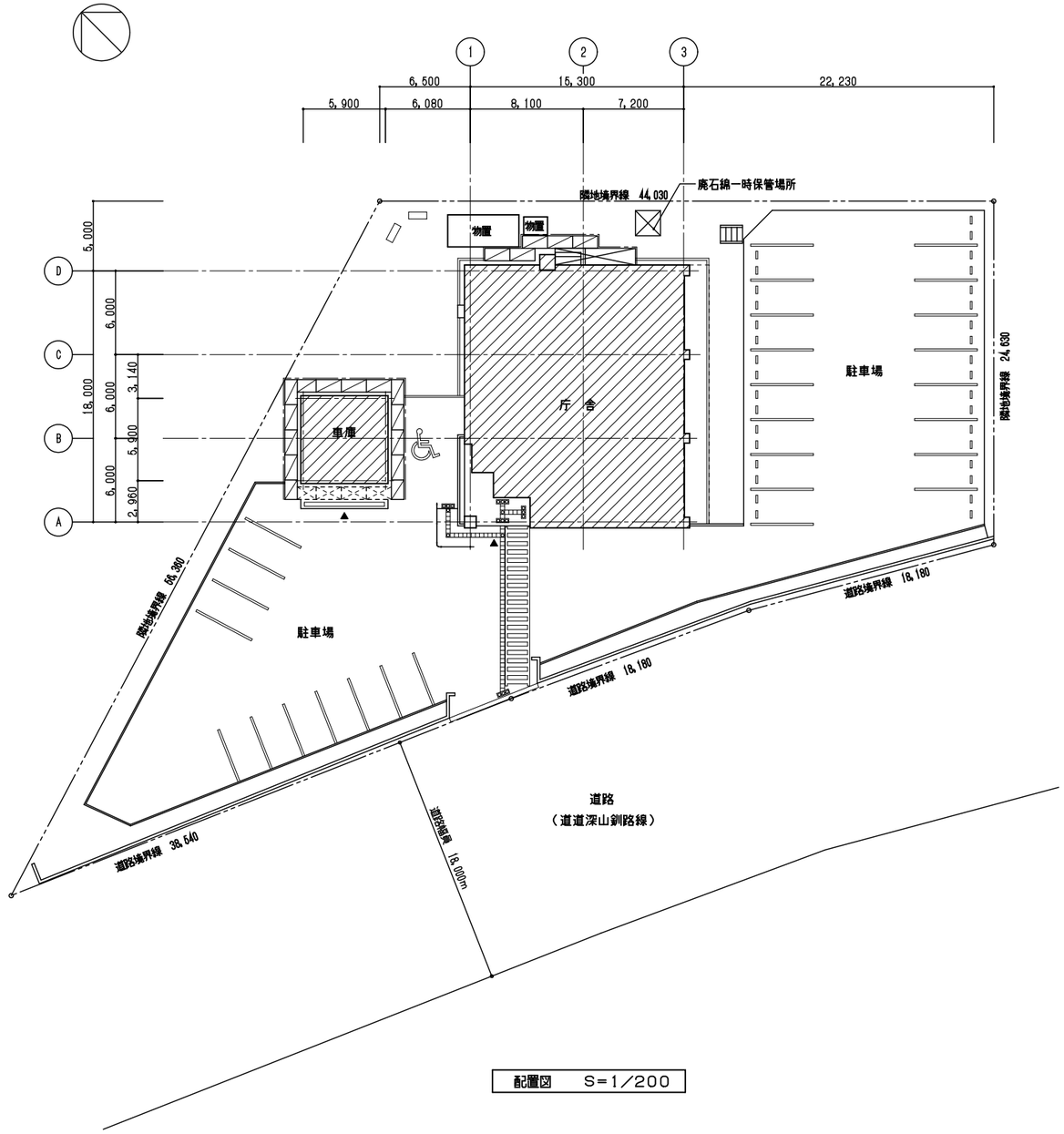

配置図　S＝1／200

凡例		枠組足場900枠（手摺先行）　防炎シート張 足場1段目は金網式養生枠H＝1,800									釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
		セキュリティーゾーン（更衣室・エアシャワー室・前室）									仮設計画図－１（参考図）　S＝1／50・1／200	A-18
											北海道労働局総務部	

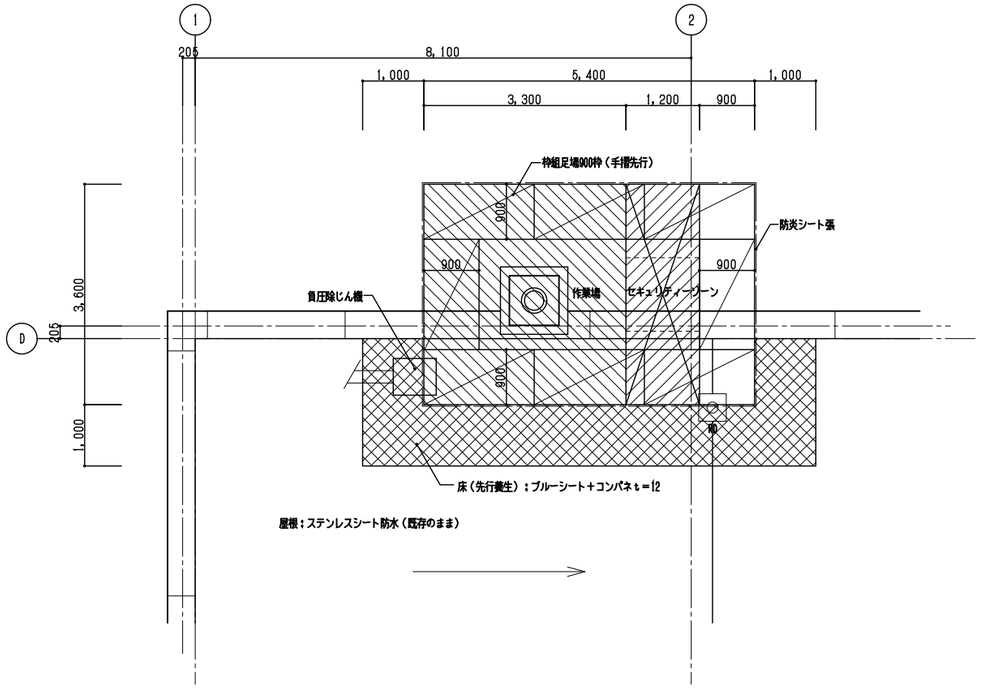

R階仮設計画平面図　S＝1／50

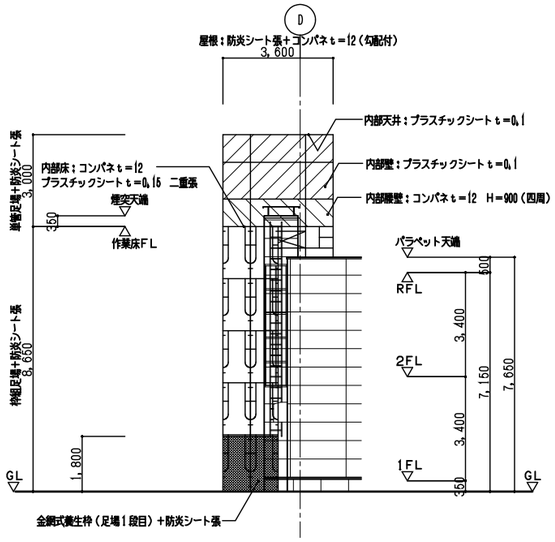

仮設計画北立面図　S＝1／100

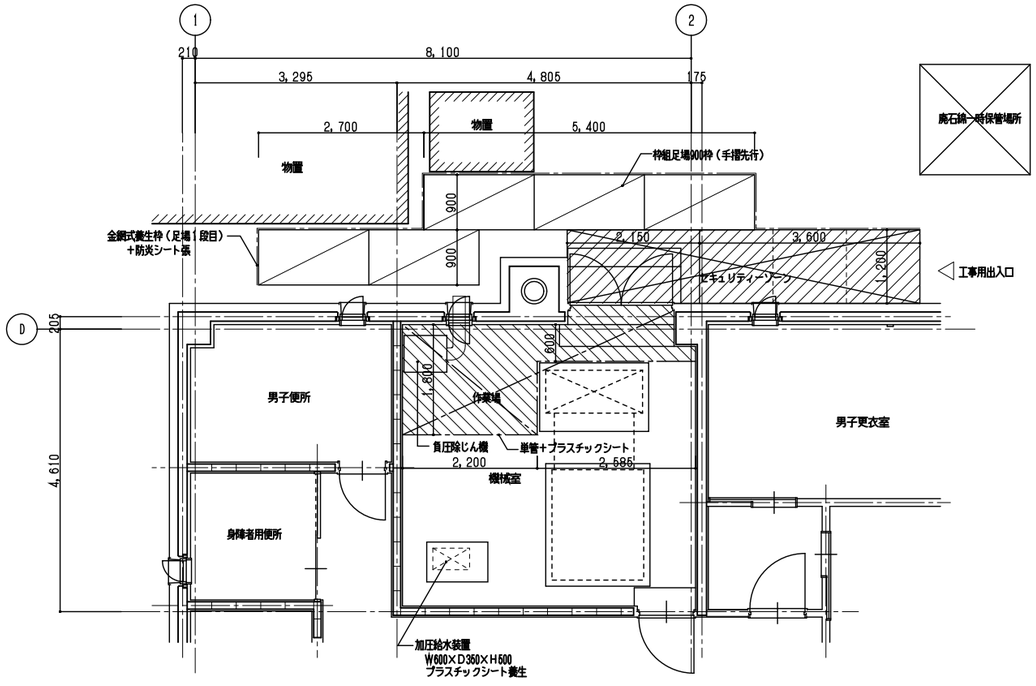

1階仮設計画平面図　S＝1／50

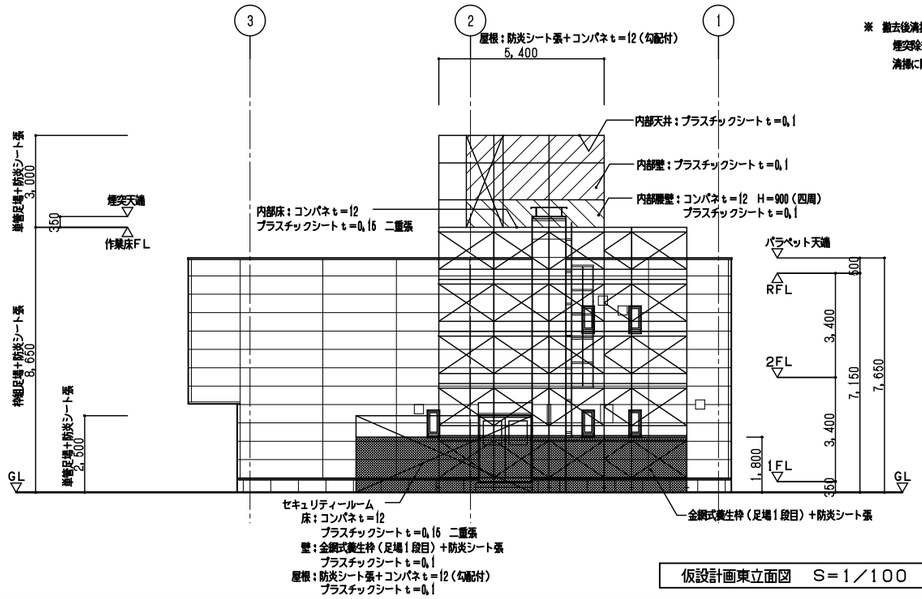

仮設計画東立面図　S＝1／100

※ 撤去後清掃
煙突除去作業後に、機械室内の清掃を行い、機器類に付着しているアスベスト粉塵を除去すること。
清掃に際し機械室内を負圧隔離し、清掃終了後アスベスト粉塵濃度測定を行う。

煙突アスベスト除去工事の作業方法

■煙突石綿含有断熱材除去（作業レベル２）

煙突断熱材の除去に当たっては、除去作業を行う１４日前までに釧路総合振興局保健環境部地域環境係に「特定粉塵排出等作業実施届出書」を提出しなければならない為、必要な書類を工事監督員に速やかに提出すること。
また、特記仕様書　16章　環境配慮改修工事の内容を確認し、養生方法等については「環境省建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考とし、下記に留意して行うこと。
産廃物の処理及び清掃に関する法律第一二条の二第８項により、事業者は事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。
特定粉塵排出等作業実施報告書内の組織図に記載する資格者は元請業者の社員とすること。
併せて「解体等の作業届出」を管轄の労働基準監督署へ提出すること。

1　足場
- 枠組本足場（手すり先行方式）枠幅900とする
- 足場は煙突断熱材撤去及び復旧が完了するまで存置とする

2　作業室
- 上部、下部作業室は単管足場とし、屋根はコンパネ張り、作業床はコンパネ敷きとする。
- 作業室内の養生は床をプラスチックシート0.15mm二重張りとし、壁・天井はプラスチックシート0.1mm一重張りとする
- 作業室の撤去は石綿気中濃度測定の値が基準値以下であることを確認してから行う

3　セキュリティーゾーン（前室、シャワー室、更衣室）
- エアシャワー、負圧除塵装置を上部作業室、下部作業室のそれぞれに設置すること
- 作業室から外部への出入の際には、保護衣等に付着した粉じんを外部に持ち出さないよう措置を講じること

4　煙突用断熱材の除去方法
- 乾式カポネーター工法（高圧洗浄含む）、ウオータージェット工法等とする
- 断熱材、ライニング材撤去作業に先立ち石綿飛散抑制剤を塗布すること
- 撤去した断熱材は廃石綿安定化を行い袋詰めし、施工計画で定めた保管場所に一時保管する

5　粉じん濃度測定
除去及び補修作業に関わるアスベスト粉じん濃度測定を行う。

（１）機械室内清掃後	１点（機械室内）
（２）除去作業中の作業室内	１点（作業室こと）
（３）除去作業中のセキュリティ出入口	１点（セキュリティこと）
（４）除去作業中の負圧除塵機排出口	１点（除塵機こと）
（５）除去作業中の作業室外部付近	１点（作業室こと）
（６）作業後養生解体前の作業室内	１点（セキュリティこと）

6　保護具
- 呼吸用保護衣：防じんマスク（レベル１対応品）とする。
- 保護衣：保護衣とする。

7　産業廃棄物処理
- 撤去した塗材、養生資材を産業廃棄物収集運搬車に積み込み、荷台をシート等で覆う。
- 撤去した塗材は、飛散性アスベストとして特別管理産業廃棄物処分場に、運搬・処分する。

煙突アスベスト含有断熱材除去要領

1　仮設工事
- 足場（作業室）の養生方法は下図による。
- 設備備品養生は、プラスチックシートt＝0.1とする。
- 床・壁・天井面のプラスチックシートの継ぎ目等はテープ等で目張りする。
- 事前清掃、最終清掃はＨＥＰＡフィルター付真空掃除機で行う。
- セキュリティーゾーン養生　2組

2　機械

・負圧除じん機	ＨＥＰＡフィルター付
・エアシャワー	ＨＥＰＡフィルター付
・真空掃除機	ＨＥＰＡフィルター付
・エアレススプレイヤー	
・デジタル粉塵計	

3　消耗品

・保護服、シューズカバー、ゴム手袋	
・防塵マスクフィルター	電動ファン付全面マスク
・排気ポリダクト	負圧除塵機排気用
・廃棄物処理袋	表示付（黄色）t0.15/大・中、無地（透明）/大・中
・負圧除塵装置フィルター	１・２次フィルター
・エアシャワーフィルター	１次フィルター

4　薬剤吹付け

・飛散抑制剤吹付け・塗布	
・飛散防止処理剤吹付	除去面 上下作業場・セキュリティ（床・壁・天井養生面）
・エアレススプレイヤー設置	１台

5　廃棄物処理作業

・廃石綿袋詰め	t0.15　二重梱包
・廃石綿・廃養生搬出	一時保管場所へ運搬

6　石綿粉塵濃度測定

・粉塵濃度測定	作業中・作業後・養生撤去前　１０か所 作業後（機械室内清掃後）　１か所
・デジタル粉塵計漏洩測定	設置時（負圧除じん機排出口）　２か所 作業前・作業中 （負圧除じん機排出口・１日１回上下）６か所 機械室清掃　設置時　１か所 機械室清掃　作業前・作業中　１か所

7　特別管理産業廃棄物等処理

・廃石綿・廃養生材搬出	トラック積込
・廃石綿運搬	特別管理産業廃棄物運搬車
・廃石綿処分	特記仕様書による（飛散性アスベスト）

8　各官庁届出業務

・施工計画書作成	各官庁届出
・完成報告書作成	工事完了報告書

9　資機材運搬
- 資機材運搬

凡例

枠組足場900枠（手摺先行）　防炎シート張 足場１段目は金網式養生枠H＝1,800		負圧除じん機	
セキュリティーゾーン（更衣室・エアシャワー室・前室） 床：コンパネt＝12+プラスチックシートt＝0.15　二重張 壁、天井：プラスチックシートt＝0.1 （下部CH＝2,500　上部CH＝3,000）		作業場を示す 床：コンパネt＝12（上部のみ）+プラスチックシートt＝0.15　二重張 壁、天井：プラスチックシートt＝0.1 （下部CH＝2,500　上部CH＝3,000）	

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事

煙突アスベスト・仮設計画図－２（参考図）　S＝図示　A-19

北海道労働局総務部

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事　仕様書

（機械設備の部）

Ⅰ　工事概要

1　工事場所　　釧路市柏木町２－12

2　建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587.17	15項	既存

3　工事種目（○印の付いたものを適用する。）

工事種目＼建物別及び屋外	工事種別 庁舎				屋外
⊙ 空気調和設備	改修　一式	一式	一式	一式	
・暖房設備	一式	一式	一式	一式	
・換気設備	一式	一式	一式	一式	
・排煙設備	一式	一式	一式	一式	
・自動制御設備	一式	一式	一式	一式	
・衛生器具設備	一式	一式	一式	一式	
・給水設備	一式	一式	一式	一式	一式
・排水設備	一式	一式	一式	一式	一式
・給湯設備	一式	一式	一式	一式	
・消火設備	一式	一式	一式	一式	一式
・厨房設備	一式	一式	一式	一式	
・ガス設備	一式	一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備					一式
・エレベーター設備	一式	一式	一式	一式	一式
・	一式	一式	一式	一式	一式

4　指定部分　・○無

・　有（対象部分：　　）

工期：平成　　年　　月　　日）

5　設備概要（○印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・空気調和　・ダクト方式（　・中央　・各階ユニット） ・ファンコイルユニット　・ダクト併用方式 ・温風暖房　・パッケージ方式 ・直接暖房　・蒸気暖房　・温水暖房
主要熱源機器	・鋳鉄製ボイラー　・鋼製ボイラー（・立形　・炉筒煙管形） ・真空式温水発生機　・温風暖房機　・チリングユニット　・吸収冷凍機 ・直だき吸収冷温水機　・小形吸収冷温水機ユニット ・パッケージ形空気調和機
排煙設備	・建築基準法　・消防法
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水方式	・上水　・井水 ・水道直結方式 ・高置タンク方式　・受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（・分流式　・合流式） ポンプ排水　・有（・汚物　・雑排水　・湧水）　・無 建物外放流先 （１）汚　水　〈直放流下水管　・浄化槽 （２）雑排水　〈直放流下水管　・浄化槽　・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備（・１号　・２号）・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備　・粉末消火設備　・連結送水管設備　・連結散水設備
ガスの種類	・都市ガス（種別：　　発熱量：　　MJ／m3（N）供給事業者名 ・液化石油ガス

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

（改修工事は＊印による。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）（以下、「標準仕様書」という。）

＊公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２８年版）　（以下「改修標準仕様書」という。）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２８年版）（以下、「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。

2　特記仕様

1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は＊印を適用する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	① 機材等	（１）本工事に使用する機材等のうち表－１に示す設備機材等の製造業者等は、次の１）から７）の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 ７）システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 （２）化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 ／ 該当する建築材料 規制対象外 ／ ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 第三種 ／ ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのＥ０規格品 ④旧JASのＦｃｏ規格品
	2 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期　・　工事着手前　・　施工終了時 測定対象室　・　図示 測定個所数　・　図示
	③ 機材の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。
	④ 電気保安技術者	電気保安技術者 ＊適用する 北海道開発局営繕工事事業用電気工作物保安規程 ・適用する
	5 技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び整備） ・熱絶縁施工（保温工事） ・建築板金（ダクト製作及び取付け）
	6 工事用仮設物	構内につくることが　（　・できる　　・できない）
	7 監督職員事務所等	・設けない ・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。） （　・構内に新設する　・既存建物の一部を使用する）
	⑧ 施工調査	＊改修標準仕様書による ・次の事前調査を行う 調査項目（・石綿含有品　・　　） 調査範囲（・図示による　・撤去範囲　） 調査方法（・図示による　・目視による　）
	⑨ 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。
	10 建設発生土の処理	・構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積 ・構外指定場所に処分（搬出調書等を提出する） 受入施設名　（　　） 受入場所及び距離　（　　（　　）km） 受入時間帯　（　時　分～　時　分） 仮置場所　（　　）
	11 管周囲の保護砂及び埋戻し土・盛土	管周囲の保護　＊山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土） 埋戻し土・盛土　＊掘削土の良質土　・山砂の類
	12 砂利地業	＊再生クラッシャラン　・切込み砂利及び切込み砕石
	⑬ 発生材の処理等	・引渡を要するもの　（金属類 ただし、保温材は取外す） （　　） ・再生資源化を図るもの　（Ａ－２図による） 種類　／　受入れ施設　／　所在地　／　距離（Km）　／　有料・無料 ・アスファルト・コンクリート塊 ・コンクリート塊 ・金属類 ・塩ビ管 ⊙産業廃棄物 種類　／　受入れ施設　／　所在地　／　距離（Km）　／　有料・無料 ⊙保温材　（株）英和サービス　釧路市高山２　（　8.5Km　） ・プラスチック類 ・陶器類 ・特別管理産業廃棄物 種類　／　受入れ施設　／　所在地　／　距離（Km）　／　有料・無料 ・引渡しを要するもの以外は、場外搬出直切処理とし、搬出及び処理費用を （・含む　・別途とする　・建築工事とする） ＊受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
	14 機材の承諾図	原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。
	⑮ 完成図	原図、製本及びデーター等の提出部数は表－２「完成図等一覧表」による。 ・既存完成図（ＣＡＤデータ）の修正を行う。
	⑯ 足場・さん橋類	枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。 ⊙関係請負者の定置する足場、さん橋の類は、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場種別 ＊（Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ）　・Ｅ（　　）　・Ｆ（　　） 外部足場種別 ＊（Ｃ，Ｄ）　・Ａ（　　）　・Ｂ（　　）　・Ｅ（　　）
	17 仮設間仕切り等	仮設間仕切り種別 ・Ａ　・Ｂ　＊Ｃ
	⑱ 養生	既存部分の養生 ＊ビニルシートクッション材、合板 固定された備品・机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）　・行わない
	19 撤去跡の補修及び復旧	壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡 ・取付ボルト孔の補修 ・見掛かり部分はモルタル穴埋め補修を行う ・隠ぺい部分の補修はしない ・壁面天井面の変色等の補修 ・補修を行う（　・ただし、仕上は建築工事とする） ・補修は行わない ・床の補修 ・補修を行う（　・ただし、仕上は建築工事とする） ・補修は行わない
	⑳ 支持金物等の撤去	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	㉑ 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の営繕工事電子納品要領（案）（平成１４年１１月改訂版）による。
	22 容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は、原則として表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	23 多湿箇所の範囲	＊厨房（天井内は含まない。），浴室，シャワー室
	24 室名表示	室名に（　）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。
	25 電線管	屋内（露出部）　＊薄鋼電線管　・同一外径ねじなし電線管 屋内（隠ぺい部）＊合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管（単層管）） 地中埋設部　＊波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）　・ポリエチレン被覆電線管 ・厚鋼電線管（防食ビニルテープを施したもの） 可とう電線管　＊金属製可とう電線管
	26 電線	特記なき電線は、６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（ＩＥ/Ｆ）とする。 ただし、自動制御設備は当該設備項目による。
	㉗ 耐震措置	機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修２００５年版）による。 （１）機器の据付け及び取付け １）設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地域係数（＝１．０とする）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度 設置場所 ／ 耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要機器 ／ 一般機器 ／ ⊙一般の施設 重要機器 ／ 一般機器 上層階、屋上及び塔屋 ／ 2.0(2.0) ／ 1.5(2.0) ／ 1.5(2.0) ／ 1.0(1.5) 中間階 ／ 1.5(1.5) ／ 1.0(1.5) ／ 1.0(1.5) ／ 0.6(1.0) 1階及び地下階 ／ 1.0(1.0) ／ 0.6(1.0) ／ 0.6(1.0) ／ 0.4(0.6) （注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 重要機器は、下記に示すものとする。 鋳鉄製ボイラー 水槽類の設計用標準水平震度 設置場所 ／ 耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要水槽 ／ 一般水槽 ／ ・一般の施設 重要水槽 ／ 一般水槽 上層階、屋上及び塔屋 ／ 2.0 ／ 1.5 ／ 1.5 ／ 1.0 中間階 ／ 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 1階及び地下階 ／ 1.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 0.6 重要水槽とは（　　） ２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とした値とする。 ３）１００ｋｇ以下の軽量な機器（重要機器を除く）においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記基準の方法によらなくてもよい。 ４）上層階の定義は、次のとおりとする。 ２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階 １０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階
	28 地中埋設標及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設表示用テープは、下記による。 ／ 地中埋設標 ／ 埋設表示用テープ 給水配管 ／ ・要　・不要 ／ ＊要　・不要 ガス配管 ／ ・要　・不要 ／ ＊要　・不要 油配管 ／ ・要　・不要 ／ ＊要　・不要 要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。
	29 塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ・屋内露出　・屋外露出 下記の露出部分の垂鉛めっき面の塗装は行わない ・配管　（・駐車場・　） ・ダクト（・駐車場・　）
	30 はつり及び穴開け	口径は、原則として管の外径（保温されるものにあっては保温厚さを含む。）より２０mm程度大きなものとする。 非破壊検査等による埋設物の調査　・　行う　・　行わない 検査方法及び範囲については監督員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
	31 あと施工アンカーの確認試験	性能確認試験 ・行わない　・行う（　　） 施工後確認試験 ・行わない　・行う（　　）
	32 配管溶接部検査	非破壊検査は　・適用しない ・適用する（適用範囲　　） 検査の種類は（・放射線透過　・浸透探傷又は磁粉探傷）検査とする。 抜取率は（＊標準仕様書第２編2.5.16.12　・　　）とする。
	33 配管	（１）建物導入部の変位吸収方法は、標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。 ・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ） （２）異種管接合の場合は、改修標準仕様書第２編２．３．１６による。なお、接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。

釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	
仕様書（その１）	M-01
北海道労働局総務部	

章	項目	特記事項
●一般共通事項	㉞ 他工種との取合い	

工事内容			機械	建築	電気
機器の基礎	屋内設置		・	⊙	・
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)		・	⊙	・
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)		・	⊙	・
	架台、アンカーボルト		⊙	・	・
	特記した基礎		・	⊙	・
はり貫通スリーブ(RC、SRC)	補強を要するもの		⊙	・	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
	補強を要しないもの(はりせいの1/10以下かつ150φ未満)		⊙	・	・
床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの		⊙	・	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
	補強を要しないもの		⊙	・	・
床、壁貫通の型枠	配管、ダクト、消火栓箱、吸込口、吹出口、換気扇、大便器等	相当直径300未満	⊙	・	・
		相当直径300以上	・	⊙	・
	補強鉄筋		・	⊙	・
天井、壁の切り込み及び下地補強			・	⊙	・
天井解体			・	⊙	・
外部取付ガラリ	(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)		・	⊙	・
換気扇の取付枠			・	⊙	・
床下水槽のマンホール蓋			・	⊙	・
流し台	(排水トラップ共)		・	⊙	・
湯沸室の排気フード			・	⊙	・
床、天井点検口			・	⊙	・
防油堤			・	⊙	・
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)		⊙	・	・
	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)		・	・	⊙
	自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)		・	・	⊙
	自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)		⊙	・	・
	天井取付けのFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの渡り配管配線	配管	・	・	⊙
		配線	⊙	・	・
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線		⊙	・	・
	電極棒(保持器共)及びレベルスイッチ		⊙	・	・
	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油量指	配管	・	・	⊙
	示計及び油面制御装置の各2次側配管配線	配線	⊙	・	・

＊ 円形ダクトを除く

35 案内板等　機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(　1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。
屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。

36 総合調整　総合調整の項目
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温度の測定
・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定
・飲料水の水質の測定
総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。

㊲ 施工条件　＊山留め　(＊無　　有)
(　　)

施工時間等

指定工種	施工可能時間帯	備考
騒音・振動を伴う工種 天井全面改修を行う室	閉庁時　8:30 ～ 18:00 平　日　17:30 ～ 20:00	
上記以外	平　日　8:30 ～ 17:00	

執務者　・㊨　・無

既設エレベーターの利用
搬入・搬出に既設エレベーターは(　・使用できる　・使用できない)

工事用車両の駐車場所　・図示
資材置き場　・図示

●空気調和・暖房設備

1 設計温湿度条件

	外気条件		室内(調整目標値)							
			一般系統		便所・書庫系統		KSK機械室			
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	29.1℃	%	－℃	－%	－℃	－%	27℃	－%	℃	%
冬季	-11.0℃	%	19℃	－%	19℃	－%	19℃	－%	℃	%

＊便所・書庫系統は1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。

2 ばい煙濃度計　・設けない　・設ける(電源は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す)

3 ばいじん量測定口　設けない　＊設ける(直径80φ以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。)

4 ダクトの種別　＊低圧ダクト　・高圧ダクト1

5 ダクトの工法　・アングルフランジ工法
・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法　　)

6 風量測定口　図示する箇所に設ける。

7 チャンバー等　(1)内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2)空気調和機に取付けるサプラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。
(3)外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
(4)シーリングディフューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H
ネック径が200φをこえるもの	500×500×300H

GW25 の消音内貼を行う。

(5)線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。

BL－S, BL－D	200×(長さ＋100)×300H
BL－T, BL－K	250×(長さ＋100)×300H

GW25 の消音内貼を行う。

(6)天井付制気口には、(制気口寸法＋100)×250Hの制気口ボックスを設ける。なお、消音内貼については特記による。

8 ダンパー　(1)防煙ダンパー　操作方式　瞬時通電式又は電動式(定格入力DC24V、0.7A以下)
復帰方式(＊　遠隔　・　　)(定格入力DC24V、0.7A以下)
(2)ピストンダンパー　復帰方式(＊　遠隔　・　　)

9 定風量ユニット　・メカニカルタイプ　・風速センサータイプ

10 変風量ユニット　・メカニカルタイプ　・風速センサータイプ

11 配管材料
温水管　＊配管用炭素鋼管(白管)
冷却水管　＊配管用炭素鋼管(白管)
蒸気管(給気)＊配管用炭素鋼管(黒管)
・
(還水)＊圧力配管用炭素鋼鋼管(黒管)Sch40
・
油管(一般)＊配管用炭素鋼管(黒管)
・被覆銅管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
(土中)・ポリエチレン外面被覆鋼管
・配管用炭素鋼管(黒管)
・被覆銅管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
冷媒管　＊断熱材被覆銅管(保温共機器製造者標準品)

空調用給水管　・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
(・SGP-VA　・SGP-VB)
・水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
(・SGP-PA　・SGP-PB)
・水道用ステンレス鋼管
・一般配管用ステンレス鋼管

空調用排水管　・配管用炭素鋼管(白管)

(接合には、標準仕様書第2編2.1.2.5によるMDジョイントを使用してもよい。)
・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
・

膨張管、通気管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラーへの補給水管は、配管用炭素鋼管(白管)とする。

油管にポリエチレン外面被覆鋼管を使用する場合は、原則、溶接接合とし、被覆を剥がした部分は防食処置を施す。

ボイラーのバランス管及びバランス管に接続する給水管(補給水側の弁まで)は配管用炭素鋼管(黒管)とする。

12 継手　管材がステンレス鋼管の場合60Su以下はSAS322とする。

ただし、水道事業者の規定がある場合は、それによる。

13 弁類　JISの呼び圧力5Kとする。ただし、特記部分はJISの呼び圧力10Kとする。
冷温水及び冷却水の呼び径65Aは バタフライ弁とする。
油用の仕切弁、逆止弁はマレアブル鋳鉄弁又は鋳鋼弁とする。
ステンレス管の50A以下の場合は青銅弁とする。

14 伸縮管継手　鋼管用(・ベローズ形　・スリーブ形)

15 防振継手　・合成ゴム製　・ベローズ形

16 温度計　次の位置に取り付ける。なお、温度計はバイメタル式温度計とする。
・冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・直だき吸収冷温水機の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・ボイラーの温水管(返り)
・空気調和機の冷温水管(送り、返り)及び三方弁装置後の冷温水管(返り)
・熱交換器の温水管(送り、返り)
・冷温水ヘッダー(往)及び冷温水ヘッダーの各返り管
・空気調和機(パッケージ形を含む)のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー
・その他図示する箇所

17 圧力計　次の位置に取り付ける。
・冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・空気調和機の冷温水管(送り、返り)
・直だき吸収冷温水機の冷温水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)
・熱交換器の温水管(送り、返り)
・その他図示する箇所

18 瞬間流量計及び測定用タッピング　次の位置に取り付ける。なお、瞬間流量計はピトー管方式とし、止水コック付とする。
・冷凍機の冷水出口　＊固定式　・着脱式
・冷凍機の冷却水出口　＊固定式　・着脱式
・ボイラーの温水出口　＊固定式　・着脱式
・空気調和機の冷温水入口　＊固定式　・着脱式
・冷温水ヘッダーの各送り管　＊固定式　・着脱式
・直だき吸収冷温水機の冷温水出口　＊固定式　・着脱式
・直だき吸収冷温水機の冷却水出口　＊固定式　・着脱式
着脱形の流量指示部として(・40A用1個　・100A用　個
・250A用　個)は付属とする。

●空気調和・暖房設備

19 油面制御装置　油面制御装置の機能は、右記による。　・給油ポンプの起動及び停止
・返油ポンプの起動及び停止
・満油警報　・減油警報　・遠隔警報

20 地下オイルタンク　タンク室を(・設けない　・設ける)　コンクリート く体　・別途工事　・本工事
乾燥砂　・別途工事　・本工事
杭は、　・無　・有(ただし、杭は別途工事)
遠隔式油量指示計　＊設ける　・設けない

21 消音内貼り　施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。

22 保温
・「外気取入れ用ダクト」、「外気取入れ用チャンバー」、「　　排気チャンバー及び 排気ダクトの外壁より2m」は保温する。
・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の(・冷温水管　・温水管)の項による。
・建物内の空気抜管(空気抜弁まで)の保温は、標準仕様書第2編3.1.4(・冷温水管　・温水管)の項による。
・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。
・蒸気還り管の保温は行わない。ただし、屋内露出(居室・廊下)の立管は除く。

23 冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)

使用範囲	・屋内露出(一般居室、事務室、書庫、倉庫)	・屋外露出(外壁)	・屋外露出(屋上)
材質	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・耐候性を有する樹脂製 ・高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製

注)高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛－6%アルミニウム－3%マグネシウムめっき鋼板を示す。

24 他の設備項目の適用　給油設備の当該項目を適用する。

25 改修工事の試験　・試験範囲(＊新設配管　・既存配管(　　)　・システム全体)

26 既設ダクトの再利用　運転再開前の処置
＊吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策
＊吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策
・ダクト内清掃

27 冷媒の回収　冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行なった場合は以下の書類を監督職員に提出する。
(1)「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合
(ア)第一種フロン類回収業者登録通知書の写し
(イ)フロン類回収証明書

(2)「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合
(ア)特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し

28 絶縁継手　図示の箇所に取り付ける。

29 空調機用トラップ　形式　＊フロート式

○換気設備

1 ダクトの種別　＊低圧ダクト　・高圧ダクト1

2 ダクトの工法　・アングルフランジ工法
・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法　　)

3 排気フード　排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。
一般湯沸器排気フード　＊別途工事　・本工事
厨房用排気フード　＊本工事　・別途工事

4 厨房排気ダクトの板厚等　厨房設備の排気ダクト(亜鉛鉄板)はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。

矩形ダクト

ダクトの長辺(mm)	板厚(mm)
450以下	0.6以上
450を超え1200以下	0.8以上
1200を超え1800以下	1.0以上
1800を超えるもの	1.2以上

円形ダクト

ダクトの直径(mm)	板厚(mm)
710以下	0.6以上
710を超え1000以下	0.8以上
1000を超え1250以下	1.0以上
1250を超えるもの	1.2以上

5 ダクトの断熱　厨房・湯沸室の排気ダクトで天井内に隠ぺいする箇所は、標準仕様書第2編3.1.5の「排気筒」の項により断熱する。

6 他の設備項目の適用　下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。
風量測定口、チャンバー等、ダンパー、定風量ユニット、消音内貼り、保温。

7 既設ダクトの再利用　運転再開前の処置
＊吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策
＊吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策
・ダクト内清掃

8 シールする排気ダクトの系統　・厨房系統　・浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統
・

表－1 「設備機材等」

鋳鉄製ボイラー	マンホールふた・弁閉ふた	
密閉形隔膜式膨張タンク(空調)		
消音ボックス付送風機		
吹出口・吸込口		

表－2 「完成図等一覧表」

項目	No	名称	提出形式	部数		
				施設管理者	監督職員	計
完成図	①	原図(A1)	ホルダー収納	1部		1部
	②	①の複写図	2つ折背張り製本[注](1)	2部		2部
	③	①の縮小原図(A3)	バラ　[注](2)	1部		1部
	④	③の複写図	2つ折背張り製本[注](1)	2部		2部

[注](1)：表紙に年度・工事名・工期・請負者名・発注者名を、背張り面に年度・工事名を記載する。

釧路労働基準監督署18煙突改修その他工事	
仕様書(その2)	M-02
北海道労働局総務部	

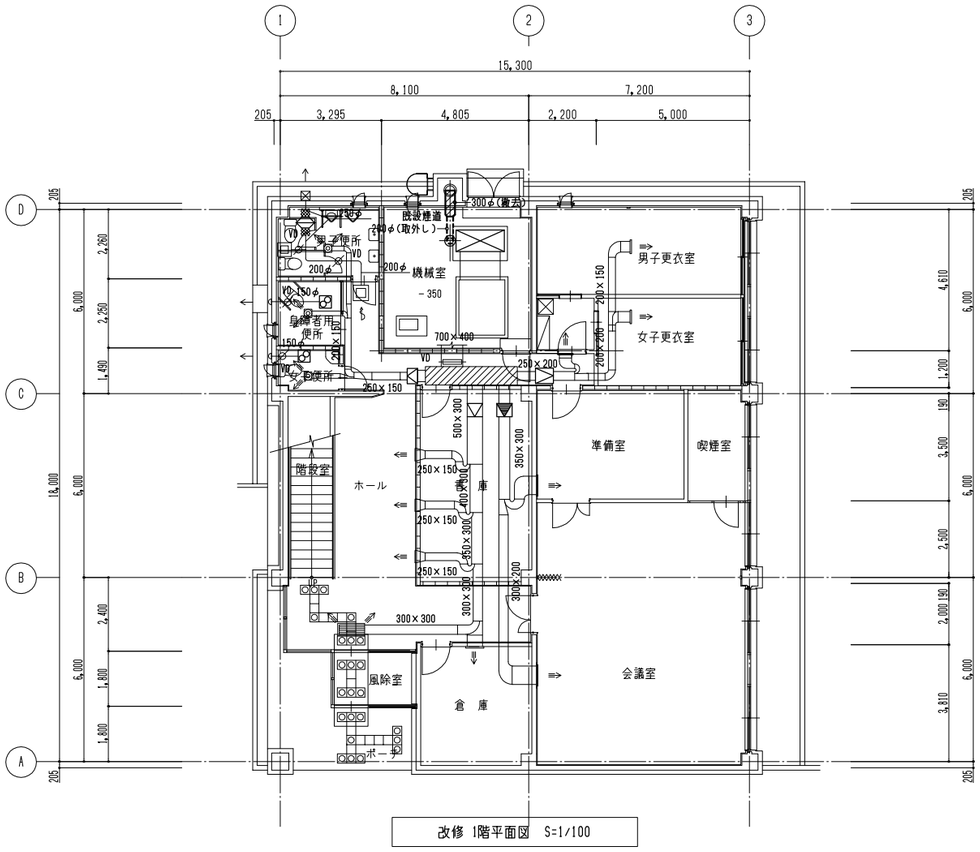

改修 1階平面図 S=1/100

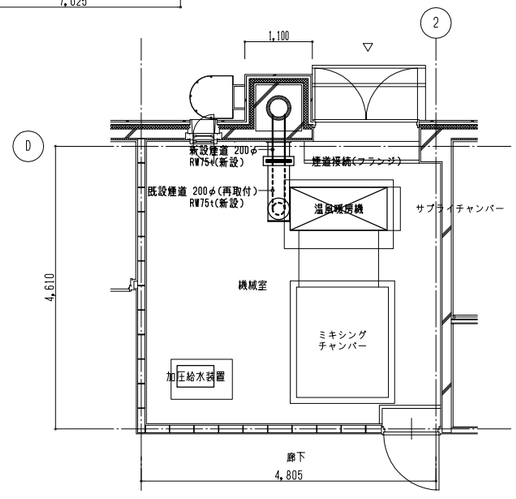

機械室詳細図 S=1/50

特記				釧路労働基準監督署１８煙突改修その他工事	M-03
煙突改修に伴う機械室の煙道改修工事	３．前記に伴い断熱材は撤去、新設とする。			空調・換気設備　１階平面図　図示	
１．既設煙道の内、300φ部分を撤去し200φを新設する。	４．既設煙道撤去後の壁補修は建築工事とする。			北　海　道　労　働　局　総　務　部	
２．既設煙道の内、200φ部分は取外し、再取付を行う。					